

J A 資産設計ファンド

【安定型】追加型投信／内外／資産複合

【成長型】追加型投信／内外／資産複合

【積極型】追加型投信／内外／資産複合

本書により行う J A 資産設計ファンド（安定型・成長型・積極型）の受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月18日に関東財務局長に提出しており、2025年2月19日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

《目次》

	頁
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
第2 【管理及び運営】	59
第3 【ファンドの経理状況】	67
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	141
第三部 【委託会社等の情報】	142
第1 【委託会社等の概況】	142

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

J A資産設計ファンド（安定型）

J A資産設計ファンド（成長型）

J A資産設計ファンド（積極型）

以上を総称して、またはそれぞれを「J A資産設計ファンド」または「ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※ 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社（注）に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いは除きます。以下同じ。）の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

※ 「スイッチング」（注1）による取得申込の場合および「分配金再投資（累積投資）コース」（注2）により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

（注1）「スイッチング」とは、各ファンドの一部解約金の手取金をもって、当該一部解約の請求と同時に、当該ファンド以外のJA資産設計ファンドの受益権の取得を申し込む場合をいいます。（以下同じ。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

（注2）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

※ 「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

※ 「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込（注）>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関または連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

（6）【申込単位】

<通常の申込>の場合

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

（7）【申込期間】

2025年2月19日から2025年8月18日までとします。（継続申込期間）

※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

<通常の申込>の場合

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金※を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

(1 0) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンド（安定型、成長型、積極型）は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

（各ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
		その他資産 ()
	内外	資産複合

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内 外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

資産複合:目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

(当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類(表紙)と属性区分における投資対象資産は異なります。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり ()
		日本		
	年2回	北米		
債券		欧州		
一般	年4回	アジア	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
公債	年6回 (隔月)	オセアニア		
社債	年12回 (毎月)	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性 ()	日々	中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券:資産複合(資産配分固定型 :株式・債券・円短期金融商品))	その他 ()			
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他資産:組入れている資産を記載するものとする。

年 1 回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

<信託金の限度額>

各ファンドにつき、委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。(信託の目的、金額および信託金の限度額(約款第2条))

1

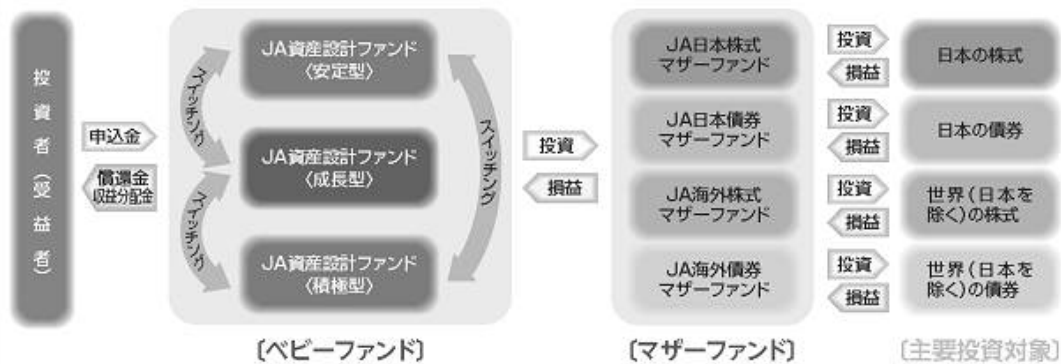
国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の各資産への分散投資によって、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 各資産への投資は、資産別のマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の各資産に分散投資を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



◎ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

分配方針

毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日)に諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

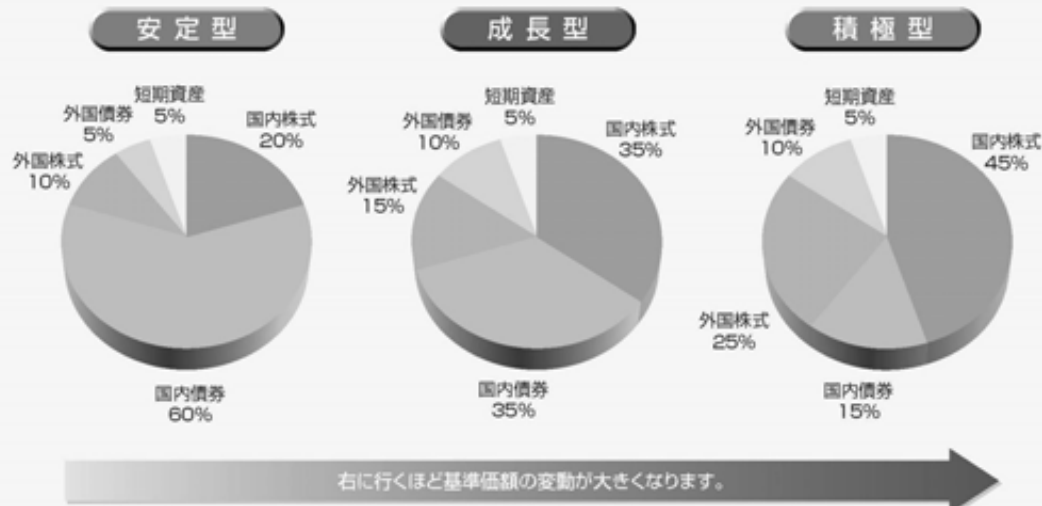
主な投資制限

- ◎ 親投資信託への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ◎ 株式への実質投資割合は、安定型と成長型は、信託財産の純資産総額の70%未満とし、積極型は、制限を設けません。

2

お客様のライフサイクルやリスクの許容度に応じて、3つのファンド(安定型、成長型、積極型)から選択いただけます。

- 3つのファンド(安定型、成長型、積極型)の各資産(資産別のマザーファンド)への基本配分比率は次のとおりとします。
- 基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- 実際の運用に伴う各資産への配分比率の変動は、基本配分比率から原則として±5%の範囲内に抑えるように努めます。



※委託者が運用にあたって想定しているリスク度合を相対的に明示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

また、上記の各資産の基本配分比率は、各マザーファンドの組入比率を表わしています。

運用委託先

JA海外株式マザーファンドおよびJA海外債券マザーファンドの外貨建資産等の運用指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメントに委託します。

- 世界有数の運用会社のひとつであるウエリントン・マネージメントが、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により運用を行い、安定的な超過収益の獲得を目指します。

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

特 徴： ● 世界で最古の運用機関のひとつ ■ 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社

● 世界で有数の運用機関のひとつ

● グローバルな事業展開

■ ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界60カ国以上の2,400を超える顧客に資産運用サービスを提供

3 当社が独自に指数化した合成インデックスを中長期的に上回る成果を目指します。

- 各ファンドは、それぞれに合成インデックスをベンチマーク[※]とします。

※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

合成インデックスの基本構成

	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

「当社が独自に指数化した合成インデックス」とは、「国内株式:配当込みTOPIX^{※1}」、「国内債券:NOMURA-BPI総合^{※2}」、「外国株式:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、当社円換算ベース)^{※3}」、「外国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)^{※4}」および「短期資産」の各数値を、各ファンドにおける上記合成インデックスの基本構成比率に基づいて合成・指数化したものです。

- ※1 TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXおよび「配当込みTOPIX」(以下「各指数」)の指数値および各指数に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ※2 「NOMURA-BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、同社の知的財産です。また、同社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。
- ※3 「MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、当社円換算ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス(米ドルベース)を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。このレポートには、MSCI Inc.、その関連会社、または情報プロバイダー(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)から提供された情報(以下、総称して「情報」といいます。)が含まれており、スコア、評価、その他の指標の計算等に使用されている可能性があります。情報は、内部使用のみを目的としており、いかなる形式においても複製/再配布は認められません。また、金融商品、製品、インデックスの基礎または構成要素としての使用は認められません。MSCI当事者は、このレポートのいかなるデータまたは情報のオリジナル性、正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含め、明示的または黙示的なすべての保証を明示的に否認します。情報は、投資に関する助言または投資判断を行うための推奨(または行わない)を目的とするものではなく、そのようなものに依拠することはできず、また、将来のパフォーマンス、分析、予測または予測の指標または保証として解釈することもできません。MSCI関係者は、このレポートに含まれる情報やデータの、またはそれに関連する過誤、省略等に対して、責任を負いません。また、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性が通知された場合について、いかなる場合でも、一切の責任を負いません。
- ※4 FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス(米ドルベース)を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

4 各マザーファンドの特色

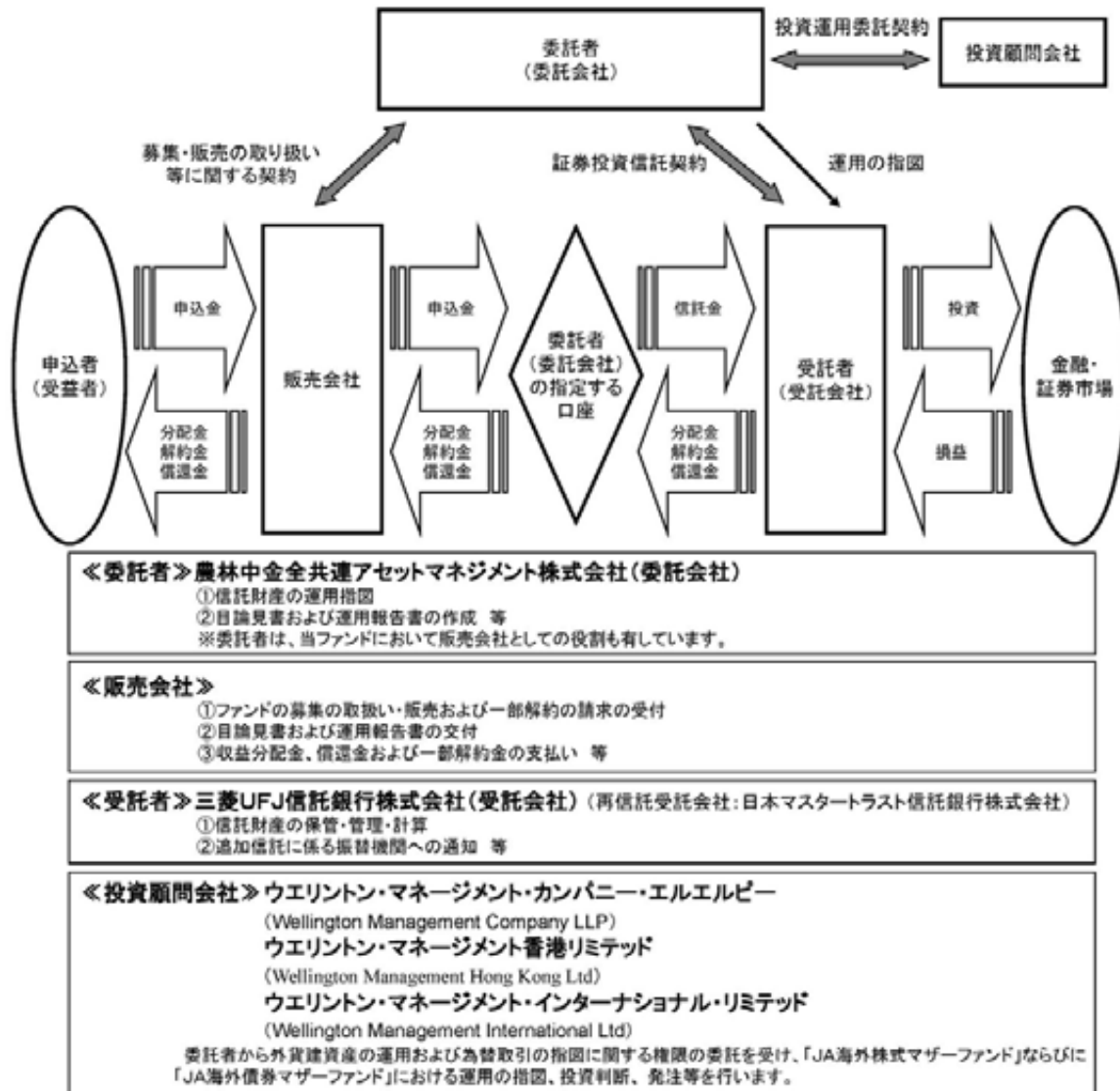
	JA日本株式 マザーファンド	JA日本債券 マザーファンド	JA海外株式 マザーファンド	JA海外債券 マザーファンド
運用会社	農林中金全共連アセットマネジメント			
(外部委託)	—	—	ウエリントン・マネージメント	
主要投資対象	日本の株式	日本の債券	日本を除く世界先進 各国の株式	日本を除く世界各国 の債券
ベンチマーク	配当込みTOPIX	NOMURA-BPI総合	MSCIコクサイ・イン デックス(配当込み、当 社円換算ベース)	FTSE世界国債イン デックス(除く日本、当 社円換算ベース)
運用手法 (ベンチマークに 対する超過収益 の追求方法)	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	デュレーション調整、 イールドカーブ調整、 セクター配分、個別銘 柄選択	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	国別配分、デュレー ション調整、イールド カーブ調整、通貨配分、 セクター配分、個別銘 柄選択

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年 1 月 19 日 有価証券届出書の提出
 2001年 2 月 5 日 募集開始日
 2001年 2 月 20 日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日
 2007年 1 月 4 日 振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2024年12月30日現在）

① 資本金の額

1,466百万円

② 沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

(参考)

ウエリントン・マネージメントの概要			
名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

特 徴： ● 世界で最古の運用機関のひとつ ■ 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
 ● 世界で有数の運用機関のひとつ
 ● グローバルな事業展開 ■ ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界60カ国以上の2,400を超える顧客に資産運用サービスを提供

2 【投資方針】

J A資産設計ファンド（安定型）

J A資産設計ファンド（成長型）

J A資産設計ファンド（積極型）

(1) 【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。

また、信託約款の条項等は特に記載がない場合、上記各ファンド共通となっております。（以下同じ。）

b. 運用方法

① 投資対象

J A日本株式マザーファンド受益証券、J A日本債券マザーファンド受益証券、J A海外株式マザーファンド受益証券およびJ A海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

(イ) 主として上記①の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマーク※1とします。

なお、安定型・成長型・積極型ごとに、「各資産（資産別のマザーファンド）への基本配分比率」（下表において①と表記しています。）および「ベンチマークとする合成インデックスの構成割合」（下表において②と表記しています。）は、次のとおりとします。

①	J A日本株式マザーファンド	J A日本債券マザーファンド	J A海外株式マザーファンド	J A海外債券マザーファンド	短期資産
②	配当込みTOPIX※2	NOMURA-BPI総合※3	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）※4	FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）※5	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

※1 「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

※2 TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXおよび「配当込みTOPIX」（以下「各指数」）の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

※3 「NOMURA-BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、同社の知的財産です。また、同社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。

※4 「MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）」とは、MSCI Inc. が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス（米ドルベース）を基に、MSCI Inc. の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。

このレポートには、MSCI Inc.、その関連会社、または情報プロバイダー（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）から提供された情報（以下、総称して「情報」といいます。）が含まれており、スコア、評価、その他の指標の計算等を使用されている可能性があります。

情報は、内部使用のみを目的としており、いかなる形式においても複製/再配布は認められません。また、金融商品、製品、インデックスの基礎または構成要素としての使用は認められません。

MSCI当事者は、このレポートのいかなるデータまたは情報のオリジナル性、正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含め、明示的または黙示的なすべての保証を明示的に否認します。

情報は、投資に関する助言または投資判断を行うための推奨（または行わない）を目的とするものではなく、そのようなものに依拠することはできず、また、将来のパフォーマンス、分析、予測または予測の指標または保証として解釈することもできません。

MSCI関係者は、このレポートに含まれる情報やデータの、またはそれに関連する過誤、省略等に対して、責任を負いません。また、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害そ

の他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性が通知された場合について、いかなる場合でも、一切の責任を負いません。

※5 「FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス（米ドルベース）を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

- （ロ）運用にあたっては、基本配分比率から原則として±5%以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- （ハ）実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- （ニ）資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

② 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

① 委託者は、信託金を、主として次の第1号から第4号（下記1. から下記4. ）までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、第5号から第26号（下記5. から下記26. ）までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. JA日本株式マザーファンド受益証券

2. JA日本債券マザーファンド受益証券

3. JA海外株式マザーファンド受益証券

4. JA海外債券マザーファンド受益証券

5. 株券または新株引受権証書

6. 国債証券

7. 地方債証券

8. 特別の法律により法人の発行する債券

9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

10. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

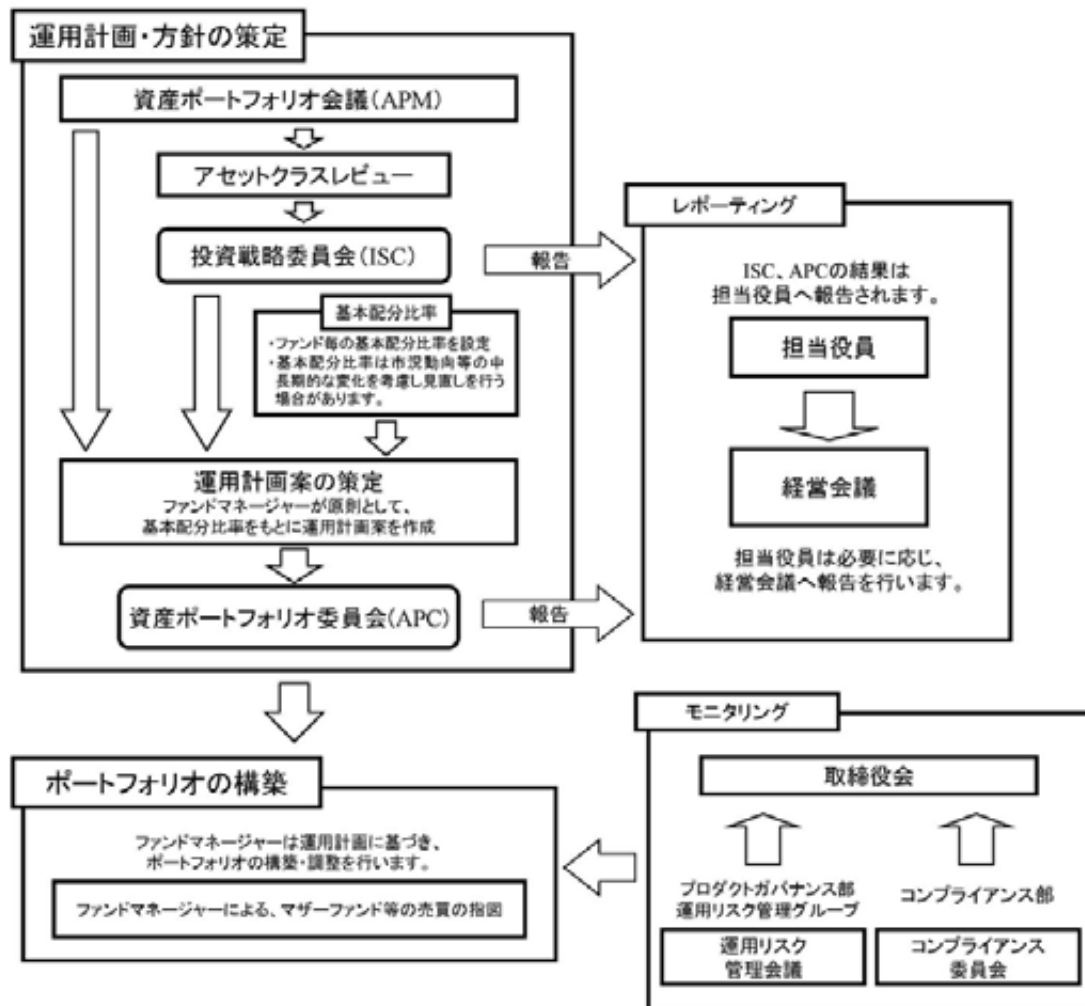
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

13. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 14. コマーシャル・ペーパー
 15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 16. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第5号から第15号（上記5. から上記15. ）の証券または証書の性質を有するもの
 17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝす。）
 21. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。）
 24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 25. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 26. 外国の者に対する権利で第25号（上記25. ）の有価証券の性質を有するもの
- なお、第5号（上記5. ）の証券または証書および第16号（上記16. ）ならびに第21号（上記21. ）の証券または証書のうち第5号（上記5. ）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号（上記6. から上記10. ）までの証券および第16号（上記16. ）ならびに第21号（上記21. ）の証券または証書のうち第6号から第10号（上記6. から上記10. ）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号（上記17. ）の証券および第18号（上記18. ）の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、第1項（上記①）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号（上記②5. ）の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号（上記②1. から上記②6. ）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

J A資産設計ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



- ① 資産ポートフォリオ会議（APM）
月1回以上開催。資産ごとの市場分析・シナリオ案の作成を行います。
- ② アセットクラスレビュー
月1回以上開催。資産間のリスク・リターンの相対比較分析等を行い、資産配分方針案を作成します。
- ③ 投資戦略委員会（ISC）
原則月1回以上開催し、資産配分方針の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。
- ④ 資産ポートフォリオ委員会（APC）
原則月1回以上開催し、個別ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 (うち 投資判断に携わる者 85名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部 運用リスク管理グループ	5名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびJ A海外株式マザーファンドならびにJ A海外債券マザーファンドにおいて運用の指図に関する権限を一部委託するウェリントン・マネージメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年11月16日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※ 原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第42条）

① 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の支払い等

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとしします。

② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

a. 親投資信託への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

各親投資信託（J A日本株式マザーファンド、J A日本債券マザーファンド、J A海外株式マザーファンドおよびJ A海外債券マザーファンド）の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

J A資産設計ファンド（安定型、成長型）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

J A資産設計ファンド（積極型）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条）

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d. 投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 投資する株式等の範囲（約款第18条）

① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 第1項（上記①）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第19条）

① 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 第1項、第2項および第3項（上記①、上記②および上記③）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 信用取引の指図範囲（約款第20条）

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 第1項（上記①）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記②）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h. **先物取引等の運用指図**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第21条）
- ① 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- i. **スワップ取引の運用指図**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）
- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 第3項（上記③）において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- j. **金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図**（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第23条）
- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- k. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**
デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- l. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- m. 有価証券の貸し付けの指図および範囲（約款第24条）**
- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第1号（下記1.）および第2号（下記2.）の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 第1項第1号（上記①1.）および第2号（上記①2.）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- n. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第25条）**
- ① 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の50以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
- ② 第1項（上記①）において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- o. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）**
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- p. 外国為替予約の指図および範囲（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第27条）**
- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 第1項（上記①）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資

信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 第2項(上記②)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図(約款第33条)

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

r. 再投資の指図(約款第34条)

委託者は、約款第33条(上記q.)の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

s. 資金の借入れ(約款第35条)

① 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 第1項(上記①)の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

③ 第1項(上記①)の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

t. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

u. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

(参考)

「J A日本株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とし、配当込みTOPIXを上回る投資成果を目指します。
- ② 運用にあたりまして、ボトムアップ型の個別銘柄選択の効果により配当込みTOPIXに対しての超過収益の獲得に努めます。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 組入銘柄・業種の選定にあたりましては、特定のテーマ・業種に偏ることがないように、分散投資を行うことを心がけます。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 外貨建資産につきましては、投資を行いません。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡し取引は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「J A日本債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

② 運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA-BPI総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてBBBマイナス格相当以上の格付を有しているものとします。

また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。

③ 組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはマイクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ 外貨建資産につきましては、投資を行いません。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫ デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「J A 海外株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主にMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に採用されている世界先進各国（日本を除く）の株式に積極的に投資を行うことにより、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）を上回る投資成果を目指します。

② 運用にあたりましては、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則として、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により銘柄選択を行い、当社が円ベースに換算したMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に対しての超過収益の獲得に努めます。

なお、株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

③ 組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクの回避を図るための為替ヘッジは行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)

「J A 海外債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

② 運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。また、投資対象とする公社債は、B B B マイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するように指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

③ 組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式や債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 金利変動リスク

一般に、債券（公社債等）の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

③ 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は、外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか、各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

④ 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落しあるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

⑥ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 当ファンドはベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジ※を行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。
- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（３）投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的

な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[コンプライアンス委員会]

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

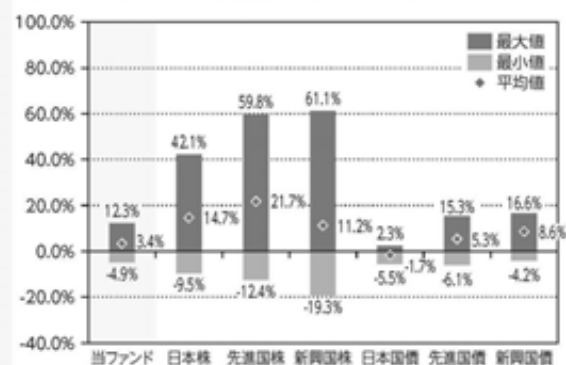
【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

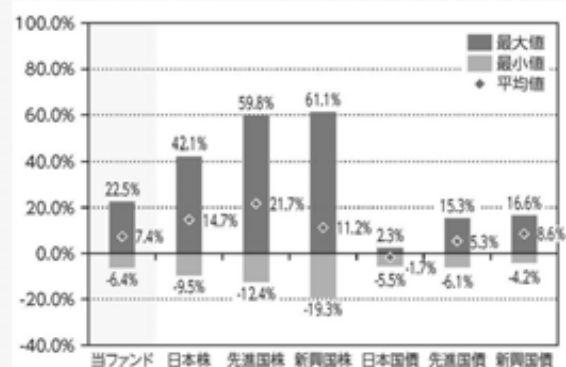
【安定型】



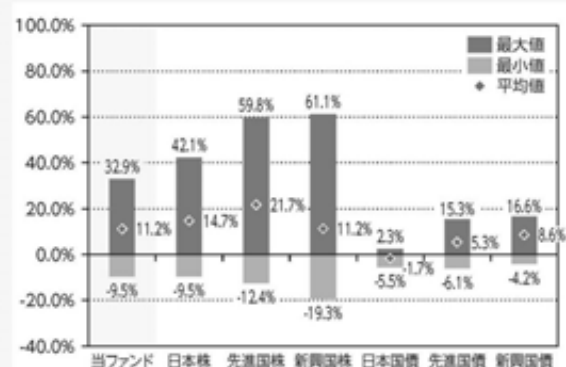
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



【成長型】



【積極型】



※各グラフの説明は、次ページをご参照ください。

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

*2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

*2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… 配当込みTOPIX

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜通常の申込＞の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ スイッチングによる取得申込の場合および「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額※（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とします。

J A資産設計ファンド（安定型）年率1.10%（税抜1.00%）

J A資産設計ファンド（成長型）年率1.21%（税抜1.10%）

J A資産設計ファンド（積極型）年率1.43%（税抜1.30%）

- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該信託報酬の配分は以下のとおり（税抜）とします。

J A資産設計ファンド（安定型）

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.40%	0.50%	0.10%	1.00%
300億円超500億円以下	0.42%	0.50%	0.08%	1.00%
500億円超	0.44%	0.50%	0.06%	1.00%

J A資産設計ファンド（成長型）

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.50%	0.50%	0.10%	1.10%
300億円超500億円以下	0.52%	0.50%	0.08%	1.10%
500億円超	0.54%	0.50%	0.06%	1.10%

J A資産設計ファンド（積極型）

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.70%	0.50%	0.10%	1.30%
300億円超500億円以下	0.72%	0.50%	0.08%	1.30%
500億円超	0.74%	0.50%	0.06%	1.30%

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

- ③ 運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A海外株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記①に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。
- ④ 上記③に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.75%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記①に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。
- ⑥ 上記⑤に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.50%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは資金借入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

<収益分配金の課税について>

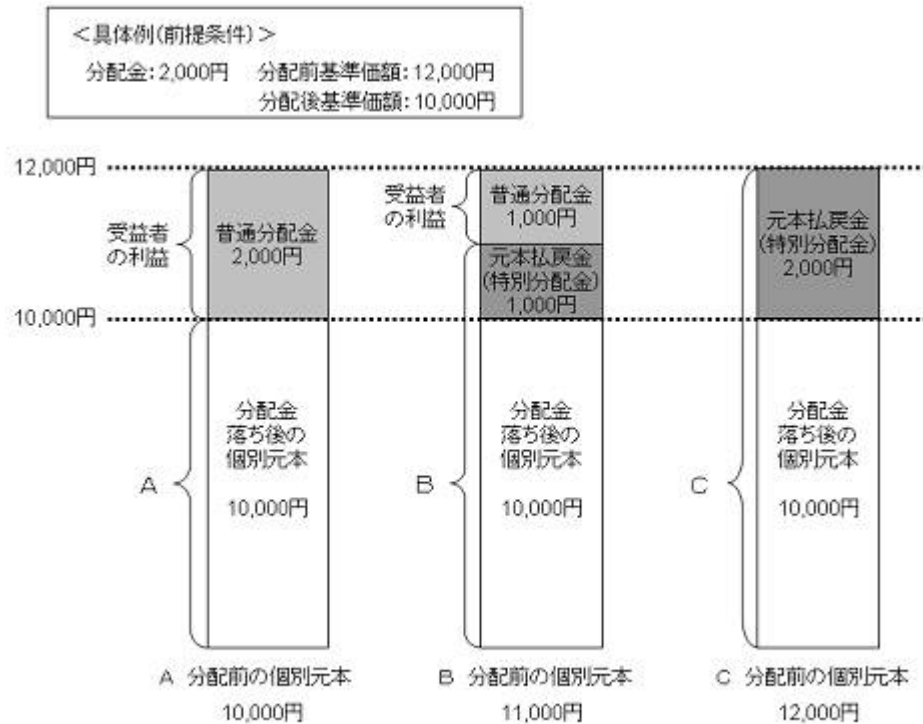
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回

る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

《収益分配時の個別元本のイメージ図》



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

- 当ファンドは、一定の要件を満たした場合に適用となる少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の対象外です。
- 一部解約は、スイッチングによる解約を含みます。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2024年12月30日現在）が変更となる場合があります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- 確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

《参考情報：ファンドの総経費率》

直近の運用報告書作成の対象期間(2023年11月17日～2024年11月18日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率		②その他費用の比率
		①運用管理費用の比率		
安定型	1.11%	1.10%	0.01%	
成長型	1.22%	1.21%	0.01%	
積極型	1.45%	1.43%	0.02%	

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2024年12月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【J A資産設計ファンド（安定型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	537,885,418	95.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	27,864,648	4.93
合計（純資産総額）		565,750,066	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J A日本債券マザーファンド	258,810,713	1.3013	336,790,436	1.3029	337,204,477	59.60
2	日本	親投資信託 受益証券	J A日本株式マザーファンド	31,751,031	3.5111	111,482,620	3.6552	116,056,368	20.51
3	日本	親投資信託 受益証券	J A海外株式マザーファンド	7,210,056	7.5974	54,778,183	7.7844	56,125,959	9.92
4	日本	親投資信託 受益証券	J A海外債券マザーファンド	7,294,805	3.8337	27,966,261	3.9067	28,498,614	5.04

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.07
合計	95.07

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末 (2015年11月16日)	457,239,548	461,482,117	12,933	13,053
第16計算期間末 (2016年11月16日)	463,325,913	463,689,939	12,728	12,738
第17計算期間末 (2017年11月16日)	575,151,889	579,807,372	13,590	13,700
第18計算期間末 (2018年11月16日)	687,477,771	687,477,771	13,323	13,323
第19計算期間末 (2019年11月18日)	721,719,278	727,025,281	13,602	13,702
第20計算期間末 (2020年11月16日)	726,973,963	731,207,443	13,738	13,818
第21計算期間末 (2021年11月16日)	636,397,535	641,634,523	14,582	14,702
第22計算期間末 (2022年11月16日)	588,595,934	588,595,934	14,181	14,181
第23計算期間末 (2023年11月16日)	602,825,407	608,141,657	14,741	14,871
第24計算期間末 (2024年11月18日)	559,534,740	564,662,189	15,278	15,418
2023年12月末日	567,803,281	—	14,838	—
2024年 1月末日	571,362,712	—	15,092	—
2月末日	578,139,374	—	15,393	—
3月末日	583,517,474	—	15,626	—
4月末日	579,857,189	—	15,500	—
5月末日	576,658,528	—	15,439	—
6月末日	583,114,634	—	15,588	—
7月末日	572,743,336	—	15,427	—
8月末日	564,045,430	—	15,370	—
9月末日	561,025,429	—	15,346	—
10月末日	566,659,547	—	15,489	—
11月末日	560,560,426	—	15,302	—
12月末日	565,750,066	—	15,445	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	120
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	10
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	110
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	0
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	100
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	80
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	120
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	0
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	130
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	140

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	4.0
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	△1.5
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	7.6
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	△2.0
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	2.8
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	1.6
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	7.0
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	△2.7
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	4.9
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	4.6

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	49,194,140	71,406,868	353,547,445
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	63,192,462	52,713,226	364,026,681
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	155,144,803	95,945,691	423,225,793
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	215,805,451	123,034,652	515,996,592
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	134,656,567	120,052,822	530,600,337
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	66,969,415	68,384,724	529,185,028
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	35,474,957	128,244,246	436,415,739
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	32,521,472	53,864,536	415,072,675
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	26,217,409	32,347,721	408,942,363
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	18,217,807	60,913,768	366,246,402

【J A資産設計ファンド（成長型）】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	795,470,806	95.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	40,552,283	4.85
合計(純資産総額)		836,023,089	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J A日本株式マザーファンド	81,709,294	3.5112	286,899,643	3.6552	298,663,811	35.72
2	日本	親投資信託 受益証券	J A日本債券マザーファンド	222,004,569	1.3014	288,916,766	1.3029	289,249,752	34.60
3	日本	親投資信託 受益証券	J A海外株式マザーファンド	15,901,593	7.5977	120,816,071	7.7844	123,784,360	14.81
4	日本	親投資信託 受益証券	J A海外債券マザーファンド	21,443,388	3.8337	82,207,757	3.9067	83,772,883	10.02

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	95.15
合計	95.15

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末 (2015年11月16日)	666,224,467	674,026,609	14,516	14,686
第16計算期間末 (2016年11月16日)	621,390,340	623,181,472	13,877	13,917
第17計算期間末 (2017年11月16日)	713,688,197	722,351,202	15,653	15,843
第18計算期間末 (2018年11月16日)	912,131,247	913,936,051	15,162	15,192
第19計算期間末 (2019年11月18日)	941,599,875	951,914,533	15,519	15,689
第20計算期間末 (2020年11月16日)	858,662,489	866,735,882	15,954	16,104
第21計算期間末 (2021年11月16日)	851,748,444	861,343,037	17,755	17,955
第22計算期間末 (2022年11月16日)	805,448,572	807,769,754	17,350	17,400
第23計算期間末 (2023年11月16日)	850,436,909	861,653,745	18,954	19,204
第24計算期間末 (2024年11月18日)	816,895,480	828,079,351	20,452	20,732
2023年12月末日	829,601,603	—	19,030	—
2024年 1月末日	844,417,665	—	19,685	—
2月末日	867,202,638	—	20,308	—
3月末日	887,277,441	—	20,843	—
4月末日	879,533,201	—	20,720	—
5月末日	886,481,636	—	20,804	—
6月末日	874,986,979	—	21,125	—
7月末日	850,119,877	—	20,774	—
8月末日	835,936,581	—	20,474	—
9月末日	815,946,000	—	20,385	—
10月末日	831,330,708	—	20,775	—
11月末日	824,850,977	—	20,475	—
12月末日	836,023,089	—	20,838	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	170
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	40
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	190
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	30
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	170
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	150
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	200
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	50
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	250
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	280

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	6.4
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	△4.1
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	14.2
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	△2.9
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	3.5
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	3.8
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	12.5
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	△2.0
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	10.7
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	9.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	42,667,535	97,002,452	458,949,566
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	46,988,804	58,155,123	447,783,247
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	112,936,764	104,772,366	455,947,645
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	236,953,341	91,299,344	601,601,642
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	123,394,357	118,251,372	606,744,627
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	45,869,110	114,387,528	538,226,209
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	35,461,543	93,958,057	479,729,695
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	31,177,605	46,670,714	464,236,586
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	24,166,191	39,729,334	448,673,443
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	20,356,512	69,605,983	399,423,972

【J A資産設計ファンド（積極型）】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	809,274,488	95.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	40,721,452	4.79
合計(純資産総額)		849,995,940	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J A日本株式マザーファンド	106,517,517	3.5116	374,049,440	3.6552	389,342,828	45.81
2	日本	親投資信託 受益証券	J A海外株式マザーファンド	26,880,977	7.5981	204,245,252	7.7844	209,252,277	24.62
3	日本	親投資信託 受益証券	J A日本債券マザーファンド	96,473,142	1.3013	125,540,509	1.3029	125,694,856	14.79
4	日本	親投資信託 受益証券	J A海外債券マザーファンド	21,753,533	3.8338	83,398,936	3.9067	84,984,527	10.00

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	95.21
合計	95.21

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末 (2015年11月16日)	784,228,679	795,017,219	15,265	15,475
第16計算期間末 (2016年11月16日)	706,853,280	709,362,858	14,083	14,133
第17計算期間末 (2017年11月16日)	774,044,743	785,244,459	16,587	16,827
第18計算期間末 (2018年11月16日)	781,379,231	783,338,327	15,954	15,994
第19計算期間末 (2019年11月18日)	790,353,745	799,131,228	16,208	16,388
第20計算期間末 (2020年11月16日)	760,356,295	769,386,380	16,841	17,041
第21計算期間末 (2021年11月16日)	808,647,888	819,759,088	19,650	19,920
第22計算期間末 (2022年11月16日)	808,495,119	811,830,388	19,393	19,473
第23計算期間末 (2023年11月16日)	791,343,938	804,229,003	22,110	22,470
第24計算期間末 (2024年11月18日)	815,220,797	828,340,802	24,854	25,254
2023年12月末日	774,500,781	—	22,149	—
2024年 1月末日	803,498,033	—	23,256	—
2月末日	832,246,509	—	24,245	—
3月末日	863,456,358	—	25,148	—
4月末日	853,925,772	—	25,057	—
5月末日	861,316,089	—	25,368	—
6月末日	876,660,603	—	25,866	—
7月末日	850,971,002	—	25,267	—
8月末日	821,750,564	—	24,677	—
9月末日	807,594,210	—	24,519	—
10月末日	831,042,217	—	25,231	—
11月末日	827,804,730	—	24,896	—
12月末日	849,995,940	—	25,474	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	210
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	50
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	240
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	40
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	180
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	200
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	270
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	80
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	360
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	400

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	8.3
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	△7.4
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	19.5
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	△3.6
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	2.7
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	5.1
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	18.3
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	△0.9
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	15.9
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	14.2

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	48,390,698	81,614,781	513,740,004
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	36,898,645	48,722,983	501,915,666
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	56,436,777	91,697,609	466,654,834
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	123,363,879	100,244,683	489,774,030
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	64,032,646	66,168,721	487,637,955
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	37,484,419	73,618,107	451,504,267
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	27,422,729	67,401,045	411,525,951
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	35,687,442	30,304,756	416,908,637
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	21,674,201	80,664,343	357,918,495
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	18,885,333	48,803,684	328,000,144

(参考)

J A 日本株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	26,060,104,440	98.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	449,641,661	1.70
合計(純資産総額)		26,509,746,101	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	288,900	2,736.37	790,537,293	3,146.00	908,879,400	3.43
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	439,800	1,608.35	707,352,330	1,846.00	811,870,800	3.06
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	231,400	2,675.93	619,210,202	3,369.00	779,586,600	2.94
4	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	62,800	9,048.44	568,242,032	11,145.00	699,906,000	2.64
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	4,117,800	151.22	622,693,716	158.00	650,612,400	2.45
6	日本	株式	HOYA	精密機器	30,900	19,819.69	612,428,421	19,815.00	612,283,500	2.31
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	8,800	66,250.06	583,000,528	64,630.00	568,744,000	2.15
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	140,900	3,654.26	514,885,234	3,937.00	554,723,300	2.09
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	92,500	5,578.60	516,020,500	5,728.00	529,840,000	2.00
10	日本	株式	信越化学工業	化学	94,300	6,282.07	592,399,201	5,296.00	499,412,800	1.88
11	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	130,400	3,438.32	448,356,928	3,764.00	490,825,600	1.85
12	日本	株式	富士通	電気機器	170,100	2,619.07	445,505,454	2,799.50	476,194,950	1.80
13	日本	株式	スズキ	輸送用機器	244,500	1,706.43	417,222,404	1,790.00	437,655,000	1.65
14	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	16,900	26,091.48	440,946,012	24,185.00	408,726,500	1.54
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	151,900	2,988.38	453,935,998	2,604.00	395,547,600	1.49
16	日本	株式	T&Dホールディングス	保険業	135,100	2,486.97	335,989,647	2,905.50	392,533,050	1.48
17	日本	株式	三井物産	卸売業	111,400	3,174.44	353,632,616	3,311.00	368,845,400	1.39
18	日本	株式	第一三共	医薬品	80,800	5,853.66	472,975,728	4,352.00	351,641,600	1.33
19	日本	株式	三菱重工業	機械	155,400	2,033.54	316,012,116	2,223.00	345,454,200	1.30
20	日本	株式	イビデン	電気機器	70,600	5,033.12	355,338,272	4,775.00	337,115,000	1.27
21	日本	株式	任天堂	その他製品	36,000	8,124.35	292,476,600	9,264.00	333,504,000	1.26
22	日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	45,300	5,175.13	234,433,389	7,280.00	329,784,000	1.24
23	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	6,000	50,209.00	301,254,000	53,820.00	322,920,000	1.22
24	日本	株式	日本電気	電気機器	23,000	12,826.76	295,015,480	13,720.00	315,560,000	1.19
25	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	34,300	8,577.42	294,205,506	9,185.00	315,045,500	1.19
26	日本	株式	三菱電機	電気機器	116,100	2,437.50	282,993,750	2,687.00	311,960,700	1.18
27	日本	株式	オリンパス	精密機器	131,100	2,541.26	333,159,186	2,370.50	310,772,550	1.17
28	日本	株式	三菱地所	不動産業	139,600	2,336.87	326,227,052	2,200.50	307,189,800	1.16
29	日本	株式	ディスコ	機械	6,700	45,432.10	304,395,070	42,730.00	286,291,000	1.08
30	日本	株式	中外製薬	医薬品	40,800	6,847.91	279,394,728	6,999.00	285,559,200	1.08

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	2.74
		食料品	3.12
		繊維製品	0.27
		化学	5.10
		医薬品	4.32
		石油・石炭製品	0.97
		ゴム製品	0.48
		ガラス・土石製品	0.78
		鉄鋼	0.65
		非鉄金属	1.04
		金属製品	0.33
		機械	5.37
		電気機器	16.17
		輸送用機器	7.76
		精密機器	3.48
		その他製品	1.26
		電気・ガス業	1.26
		陸運業	2.21
		海運業	0.74
		倉庫・運輸関連業	0.39
		情報・通信業	7.43
		卸売業	6.63
		小売業	4.46
		銀行業	8.42
		証券、商品先物取引業	0.90
		保険業	3.48
		その他金融業	0.96
		不動産業	1.16
		サービス業	6.40
		合計	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

J A 日本債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	43,042,384,350	72.80
地方債証券	日本	1,038,994,000	1.76
特殊債券	日本	1,905,867,000	3.22
社債券	日本	12,787,591,000	21.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	352,441,209	0.60
合計(純資産総額)		59,127,277,559	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	日本	425,700,000	0.72

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第463回利付 国債（2年）	5,250,000,000	100.03	5,251,987,500	99.74	5,236,507,500	0.4	2026/8/1	8.86
2	日本	国債証券	第364回利付 国債（10年）	3,300,000,000	96.04	3,169,320,000	95.36	3,146,979,000	0.1	2031/9/20	5.32
3	日本	国債証券	第365回利付 国債（10年）	2,650,000,000	96.29	2,551,810,000	95.07	2,519,487,500	0.1	2031/12/20	4.26
4	日本	国債証券	第168回利付 国債（5年）	2,100,000,000	100.37	2,107,770,000	99.59	2,091,411,000	0.6	2029/3/20	3.54
5	日本	国債証券	第168回利付 国債（20年）	2,410,000,000	85.70	2,065,439,600	86.06	2,074,142,400	0.4	2039/3/20	3.51
6	日本	国債証券	第160回利付 国債（5年）	2,030,000,000	99.03	2,010,309,000	98.51	1,999,813,900	0.2	2028/6/20	3.38
7	日本	国債証券	第187回利付 国債（20年）	2,030,000,000	92.54	1,878,651,800	91.57	1,858,972,500	1.3	2043/12/20	3.14
8	日本	国債証券	第174回利付 国債（5年）	1,700,000,000	99.88	1,698,113,000	99.84	1,697,280,000	0.7	2029/9/20	2.87
9	日本	国債証券	第375回利付 国債（10年）	1,570,000,000	101.05	1,586,561,300	100.38	1,576,060,200	1.1	2034/6/20	2.67
10	日本	国債証券	第369回利付 国債（10年）	1,560,000,000	97.13	1,515,228,000	96.85	1,510,875,600	0.5	2032/12/20	2.56
11	日本	社債券	第101回株式 会社クレディセ ゾン無担保社債 (社債間限定同 順位)	1,500,000,000	99.68	1,495,335,000	99.23	1,488,495,000	0.599	2027/4/30	2.52
12	日本	国債証券	第359回利付 国債（10年）	1,400,000,000	97.08	1,359,120,000	96.57	1,351,980,000	0.1	2030/6/20	2.29
13	日本	国債証券	第149回利付 国債（20年）	1,300,000,000	104.51	1,358,682,000	103.95	1,351,454,000	1.5	2034/6/20	2.29
14	日本	国債証券	第78回利付国 債（30年）	1,370,000,000	84.01	1,150,978,100	83.04	1,137,675,400	1.4	2053/3/20	1.92

15	日本	国債証券	第148回利付 国債（20年）	1,070,000,000	104.68	1,120,076,000	104.21	1,115,068,400	1.5	2034/3/20	1.89
16	日本	国債証券	第371回利付 国債（10年）	1,150,000,000	95.67	1,100,216,500	95.54	1,098,790,500	0.4	2033/6/20	1.86
17	日本	国債証券	第173回利付 国債（20年）	1,220,000,000	83.23	1,015,491,400	83.68	1,020,908,200	0.4	2040/6/20	1.73
18	日本	社債券	第22回株式会社 JERA無担 保社債（社債間 限定同順位特約 付）	1,000,000,000	99.43	994,350,000	99.11	991,110,000	0.5	2027/2/25	1.68
19	日本	国債証券	第189回利付 国債（20年）	970,000,000	101.99	989,385,900	100.64	976,237,100	1.9	2044/6/20	1.65
20	日本	社債券	第105回一般 担保住宅金融支 援機構債券	900,000,000	102.82	925,461,000	101.80	916,281,000	1.472	2027/6/18	1.55
21	日本	特殊債券	第85回都市再 生債券	900,000,000	102.33	921,006,000	101.30	911,772,000	1.167	2028/11/20	1.54
22	日本	国債証券	第181回利付 国債（20年）	1,000,000,000	87.15	871,520,000	87.46	874,660,000	0.9	2042/6/20	1.48
23	日本	国債証券	第156回利付 国債（20年）	900,000,000	91.15	820,386,000	91.42	822,816,000	0.4	2036/3/20	1.39
24	日本	国債証券	第59回利付国 債（30年）	1,070,000,000	75.13	803,912,400	75.28	805,496,000	0.7	2048/6/20	1.36
25	日本	社債券	第23回UBE 株式会社無担 保社債（社債間 限定同順位特約 付）	800,000,000	100.00	800,000,000	99.87	799,032,000	1.279	2029/12/3	1.35
26	日本	特殊債券	第101回鉄道 建設・運輸施設 整備支援機構債 券	700,000,000	99.18	694,260,000	98.74	691,215,000	0.205	2027/5/28	1.17
27	日本	国債証券	第165回利付 国債（20年）	770,000,000	88.27	679,725,200	88.70	683,043,900	0.5	2038/6/20	1.16
28	日本	国債証券	第158回利付 国債（20年）	720,000,000	91.39	658,051,200	91.64	659,808,000	0.5	2036/9/20	1.12
29	日本	国債証券	第160回利付 国債（20年）	700,000,000	92.86	650,055,000	93.09	651,651,000	0.7	2037/3/20	1.10
30	日本	国債証券	第162回利付 国債（20年）	680,000,000	90.89	618,099,600	91.12	619,650,000	0.6	2037/9/20	1.05

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	72.80
地方債証券	1.76
特殊債券	3.22
社債券	21.63
合計	99.40

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債標準物先物	買建	3	日本円	425,702,970	425,700,000	0.72

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

J A海外株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	22,328,159,615	63.08
	カナダ	212,277,291	0.60
	ドイツ	1,946,535,274	5.50
	フランス	1,608,914,309	4.55
	オランダ	377,224,846	1.07
	スペイン	154,497,715	0.44
	アイルランド	21,407,686	0.06
	イギリス	2,232,931,462	6.31
	スイス	693,670,151	1.96
	スウェーデン	282,196,614	0.80
	ケイマン	694,274,889	1.96
	オーストラリア	437,300,698	1.24
	バミューダ	1,352,063,602	3.82
	香港	25,277,558	0.07
	シンガポール	1,557,251,241	4.40
	イスラエル	506,376,535	1.43
	ジャージー	355,092,551	1.00
	小計	34,785,452,037	98.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	611,931,358	1.73
合計(純資産総額)		35,397,383,395	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フランス	株式	ENGIE	公益事業	511,899	2,597.05	1,329,430,594	2,496.88	1,278,154,880	3.61
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	57,312	18,798.59	1,077,385,209	21,672.24	1,242,079,522	3.51
3	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・ 半導体製 造装置	49,897	26,263.44	1,310,467,255	24,872.22	1,241,049,321	3.51
4	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	メディ ア・娯楽	13,042	84,354.23	1,100,147,873	94,877.94	1,237,398,169	3.50
5	イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS PLC	食品・飲 料・タバ コ	220,602	4,460.03	983,893,346	5,102.87	1,125,703,945	3.18
6	ドイツ	株式	ADIDAS AG	耐久消費 財・アパ レル	25,129	36,201.52	909,708,150	38,921.11	978,048,824	2.76
7	シンガ ポール	株式	FLEXTRONICS INTL LTD	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	157,151	4,726.41	742,761,377	6,188.00	972,450,639	2.75
8	アメリカ	株式	UNITED THERAPEUTICS CORP	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	16,502	54,568.93	900,496,588	56,938.47	939,598,678	2.65
9	バミュー ダ	株式	EVEREST GROUP LTD	保険	14,485	61,600.03	892,276,542	56,936.89	824,730,866	2.33
10	アメリカ	株式	DOORDASH INC - A	消費者 サービス	30,317	20,701.01	627,592,720	26,786.20	812,077,262	2.29
11	アメリカ	株式	TARGA RESOURCES CORP	エネル ギー	28,525	24,033.10	685,544,417	28,054.80	800,263,307	2.26
12	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	46,964	18,241.42	856,690,053	15,770.54	740,647,922	2.09
13	アメリカ	株式	CENTENE CORP	ヘルスケ ア機器・ サービス	73,887	11,112.07	821,037,907	9,585.70	708,259,207	2.00
14	イギリス	株式	TESCO PLC	生活必需 品流通・ 小売り	948,755	737.56	699,771,441	730.20	692,785,055	1.96
15	アメリカ	株式	ELEVANCE HEALTH INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	11,727	87,552.62	1,026,729,692	58,695.85	688,326,263	1.94
16	アメリカ	株式	US FOODS HOLDING CORP	生活必需 品流通・ 小売り	63,268	10,472.80	662,593,464	10,783.13	682,227,107	1.93
17	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	44,956	13,887.93	624,346,187	14,886.31	669,229,393	1.89
18	アメリカ	株式	GODADDY INC - CLASS A	ソフト ウェア・	19,853	23,774.45	471,994,235	32,181.72	638,903,707	1.80

				サービス						
19	アメリカ	株式	ENCOMPASS HEALTH CORP	ヘルスケア機器・サービス	42,468	14,810.39	628,967,786	14,804.06	628,699,083	1.78
20	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	128,630	4,385.01	564,044,982	4,781.03	614,983,992	1.74
21	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	37,040	17,256.19	639,169,407	15,574.58	576,882,702	1.63
22	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	40,202	13,790.13	554,390,903	14,019.49	563,611,674	1.59
23	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	15,433	30,336.98	468,190,657	35,392.77	546,216,697	1.54
24	バミューダ	株式	ARCH CAPITAL GROUP	保険	36,103	18,067.31	652,284,439	14,606.34	527,332,736	1.49
25	シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK LTD	銀行	114,700	3,861.67	442,934,162	4,196.69	481,360,365	1.36
26	アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	13,377	32,234.08	431,195,347	35,277.30	471,904,490	1.33
27	アメリカ	株式	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	11,880	27,709.09	329,184,082	39,562.39	470,001,310	1.33
28	アメリカ	株式	AZEK CO INC/THE	資本財	61,063	6,985.22	426,539,026	7,674.89	468,652,028	1.32
29	アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	11,910	40,158.58	478,288,709	38,124.54	454,063,314	1.28
30	アメリカ	株式	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	保険	13,576	34,574.98	469,389,989	33,440.83	453,992,760	1.28

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	0.99
		電力・ガス	0.15
		エネルギー	4.29
		素材	1.26
		資本財	4.77
		商業・専門サービス	0.95
		運輸	2.38
		自動車・自動車部品	0.69
		耐久消費財・アパレル	2.76
		消費者サービス	4.94
		メディア・娯楽	4.02
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.39
		生活必需品流通・小売り	4.03
		食品・飲料・タバコ	3.87
		家庭用品・パーソナル用品	0.07
		ヘルスケア機器・サービス	8.55
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.45
		銀行	2.75
		金融サービス	2.78
		保険	6.69
		ソフトウェア・サービス	8.99
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.43
		電気通信サービス	3.31
		公益事業	6.27
		半導体・半導体製造装置	9.47
合計		98.27	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

J A海外債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	5,119,254,444	40.72
	カナダ	477,510,110	3.80
	メキシコ	166,411,588	1.32
	ドイツ	691,493,910	5.50
	イタリア	658,723,206	5.24
	フランス	546,702,091	4.35
	オランダ	148,340,676	1.18
	スペイン	440,350,965	3.50
	ベルギー	171,801,626	1.37
	オーストリア	103,100,073	0.82
	フィンランド	47,768,376	0.38
	アイルランド	42,495,990	0.34
	ポルトガル	58,241,293	0.46
	イギリス	649,782,784	5.17
	スウェーデン	15,563,708	0.12
	ノルウェー	20,234,685	0.16
	デンマーク	28,372,592	0.23
	ポーランド	40,059,258	0.32
	オーストラリア	215,901,714	1.72
	ニュージーランド	71,466,510	0.57
	シンガポール	25,366,380	0.20
	中国	1,339,365,364	10.65
	小計	11,078,307,343	88.12
地方債証券	カナダ	93,522,989	0.74
特殊債券	カナダ	287,451,821	2.29
	オランダ	64,508,540	0.51
	小計	351,960,361	2.80
社債券	アメリカ	603,708,902	4.80
	カナダ	92,767,733	0.74
	オランダ	39,431,914	0.31
	デンマーク	19,832,661	0.16
	小計	755,741,210	6.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	292,071,153	2.32
合計(純資産総額)		12,571,603,056	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	3,480,853,514	27.69
	売建	—	3,476,507,995	△27.65

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.5 290531	9,229,100	16,085.65	1,484,561,552	15,848.89	1,462,710,285	4.5	2029/5/31	11.64
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.375 270715	7,854,000	15,987.64	1,255,669,706	15,825.41	1,242,928,002	4.375	2027/7/15	9.89
3	中国	国債証券	CGB 2.55 281015	33,060,000	2,229.47	737,062,782	2,260.28	747,249,242	2.55	2028/10/15	5.94
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.125 310331	4,357,000	15,983.75	696,412,194	15,481.24	674,518,046	4.125	2031/3/31	5.37
5	イギリス	国債証券	GILT 3.25 330131	2,701,000	18,565.77	501,461,685	18,163.81	490,604,745	3.25	2033/1/31	3.90
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.875 330815	3,183,000	15,347.34	488,505,927	15,003.00	477,545,557	3.875	2033/8/15	3.80
7	ドイツ	国債証券	OBL 2.1 290412	2,499,000	16,443.36	410,919,606	16,467.14	411,513,950	2.1	2029/4/12	3.27
8	中国	国債証券	CGB 2.35 340225	13,130,000	2,202.44	289,180,921	2,276.42	298,894,138	2.35	2034/2/25	2.38
9	アメリカ	国債証券	T-BOND 1.75 410815	2,801,000	10,898.60	305,269,842	10,192.72	285,498,191	1.75	2041/8/15	2.27
10	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.0 510815	2,964,500	9,554.99	283,257,724	9,009.46	267,085,529	2	2051/8/15	2.12
11	イタリア	国債証券	BTPS 4.15 391001	1,286,000	17,183.26	220,976,782	17,095.01	219,841,873	4.15	2039/10/1	1.75
12	ドイツ	国債証券	BUND 2.3 330215	1,246,000	16,809.36	209,444,712	16,503.05	205,628,016	2.3	2033/2/15	1.64
13	フランス	国債証券	OAT 2.75 290225	1,182,000	16,632.67	196,598,239	16,568.45	195,839,160	2.75	2029/2/25	1.56
14	スペイン	国債証券	SPA GOVT 3.5 290531	1,112,000	17,206.99	191,341,773	17,148.39	190,690,186	3.5	2029/5/31	1.52
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 411115	1,481,000	13,286.12	196,767,547	12,672.31	187,677,039	3.125	2041/11/15	1.49
16	カナダ	国債証券	CTB 0 250227	1,683,000	10,880.73	183,122,716	10,883.08	183,162,358	—	2025/2/27	1.46
17	中国	国債証券	CGB 1.85 270515	7,440,000	2,179.05	162,121,520	2,202.44	163,861,766	1.85	2027/5/15	1.30
18	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 440215	1,103,000	14,187.66	156,489,938	13,292.68	146,618,269	3.625	2044/2/15	1.17
19	カナダ	特殊債券	CADEPO 1.125 270406	890,000	15,947.96	141,936,861	16,012.98	142,515,610	1.125	2027/4/6	1.13
20	カナダ	国債証券	CAN GOV 2.0 320601	1,354,000	10,191.03	137,986,623	10,103.52	136,801,757	2	2032/6/1	1.09
21	中国	国債証券	CGB 3.12 521025	4,890,000	2,502.42	122,368,801	2,645.40	129,360,218	3.12	2052/10/25	1.03
22	イタリア	国債証券	BTPS 4.2 340301	734,000	18,003.62	132,146,636	17,532.69	128,689,977	4.2	2034/3/1	1.02
23	アメリカ	国債証券	T-BILL 0	795,000	15,709.83	124,893,168	15,709.51	124,890,672	—	2025/2/20	0.99

			250220								
24	カナダ	国債証券	CTB 0 250130	1,129,000	10,872.05	122,745,556	10,873.31	122,759,732	—	2025/1/30	0.98
25	スペイン	国債証券	SPA GOVT 3.45 341031	687,000	17,211.05	118,239,922	17,017.83	116,912,497	3.45	2034/10/31	0.93
26	カナダ	特殊債券	CPPIB 0.25 270406	658,000	15,617.19	102,761,164	15,692.46	103,256,438	0.25	2027/4/6	0.82
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.25 261130	618,000	15,836.98	97,872,547	15,794.52	97,610,134	4.25	2026/11/30	0.78
28	フランス	国債証券	OAT 3.0 330525	589,758	16,692.50	98,445,366	16,397.50	96,705,572	3	2033/5/25	0.77
29	イタリア	国債証券	BTPS 3.35 290701	567,000	16,875.60	95,684,667	16,867.98	95,641,470	3.35	2029/7/1	0.76
30	フランス	国債証券	OAT 2.5 270924	520,000	16,527.49	85,942,952	16,533.23	85,972,796	2.5	2027/9/24	0.68

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	88.12
地方債証券	0.74
特殊債券	2.80
社債券	6.01
合計	97.68

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	11,438,870.80	1,750,442,250	1,806,191,209	14.37
	カナダドル	買建	255,000.00	27,789,342	27,969,139	0.22
	メキシコペソ	買建	12,300,000.00	93,255,572	95,333,610	0.76
	ユーロ	買建	3,387,274.58	547,436,556	558,206,590	4.44
	英ポンド	買建	1,045,000.00	203,055,722	207,721,024	1.65
	スイスフラン	買建	105,000.00	18,322,051	18,409,923	0.15
	スウェーデンクローネ	買建	1,980,000.00	27,455,769	28,474,973	0.23
	ノルウェークローネ	買建	343,000.00	4,759,520	4,776,446	0.04
	デンマーククローネ	買建	172,000.00	3,745,243	3,800,426	0.03
	ポーランドズロチ	買建	916,000.00	34,423,667	35,297,144	0.28
	オーストラリアドル	買建	2,288,000.00	225,275,149	225,108,998	1.79
	ニュージーランドドル	買建	2,281,000.00	204,439,354	203,184,862	1.62
	シンガポールドル	買建	771,000.00	88,283,951	89,757,583	0.71
	イスラエルシェケル	買建	972,000.00	41,028,823	41,682,470	0.33
	オフショア人民元	買建	6,235,000.00	131,184,708	134,939,117	1.07
	米ドル	売建	10,756,582.63	1,650,455,427	1,699,540,022	△13.52
	カナダドル	売建	2,646,000.45	291,278,139	289,456,414	△2.30
	メキシコペソ	売建	22,522,000.00	169,132,787	174,561,265	△1.39
	ユーロ	売建	1,331,000.00	212,897,180	219,342,410	△1.74
	英ポンド	売建	2,009,000.00	388,206,210	399,341,181	△3.18
	スイスフラン	売建	241,000.00	41,648,270	42,255,156	△0.34
	スウェーデンクローネ	売建	2,745,000.00	39,080,250	39,476,668	△0.31
	ノルウェークローネ	売建	1,800,000.00	24,679,300	25,065,899	△0.20
	ポーランドズロチ	売建	310,000.00	11,673,765	11,945,540	△0.10
	オーストラリアドル	売建	2,844,000.00	281,179,460	279,812,058	△2.23
	ニュージーランドドル	売建	1,783,000.00	159,784,930	158,824,468	△1.26
	オフショア人民元	売建	6,325,000.00	130,881,959	136,886,914	△1.09

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

2024年12月末現在

【安定型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
20期 2020年11月16日	80円
21期 2021年11月16日	120円
22期 2022年11月16日	0円
23期 2023年11月16日	130円
24期 2024年11月18日	140円

設定来累計	1,620円
-------	--------

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

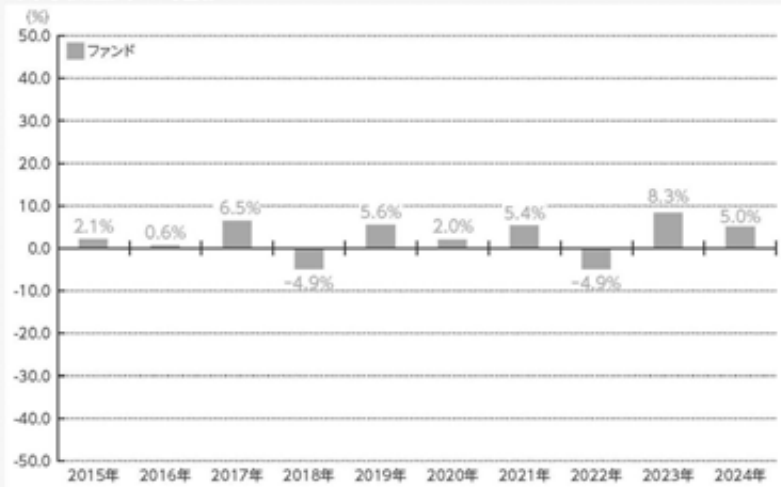
JA資産設計ファンド(安定型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	20.5
JA日本債券マザーファンド	59.6
JA海外株式マザーファンド	9.9
JA海外債券マザーファンド	5.0
短期資産等	4.9

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

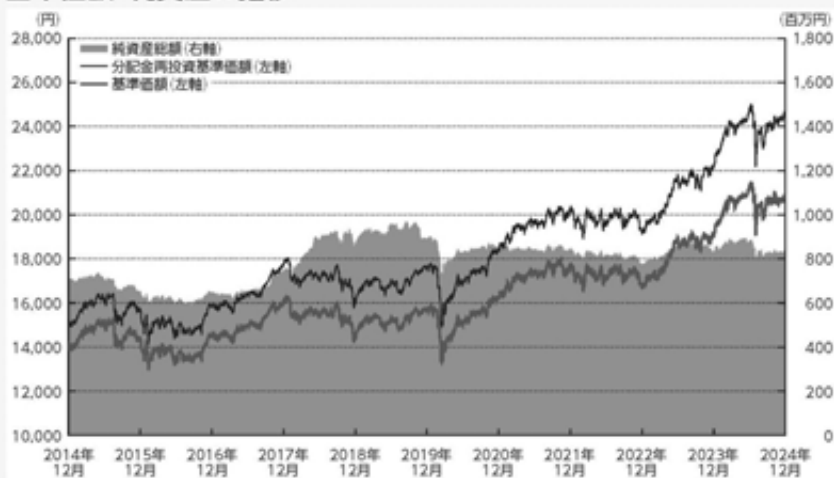
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

【成長型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
20期 2020年 11月 16日	150円
21期 2021年 11月 16日	200円
22期 2022年 11月 16日	50円
23期 2023年 11月 16日	250円
24期 2024年 11月 18日	280円

設定来累計	2,470円
-------	--------

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

JA資産設計ファンド(成長型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	35.7
JA日本債券マザーファンド	34.6
JA海外株式マザーファンド	14.8
JA海外債券マザーファンド	10.0
短期資産等	4.9

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

【積極型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
20期 2020年 11月 16日	200円
21期 2021年 11月 16日	270円
22期 2022年 11月 16日	80円
23期 2023年 11月 16日	360円
24期 2024年 11月 18日	400円
設定来累計	3,040円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

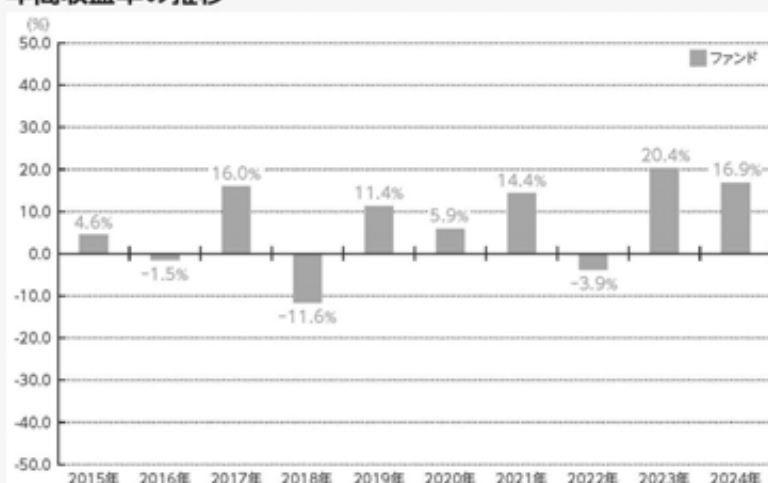
主要な資産の状況

JA資産設計ファンド(積極型)
《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	45.8
JA日本債券マザーファンド	14.8
JA海外株式マザーファンド	24.6
JA海外債券マザーファンド	10.0
短期資産等	4.8

・組入比率は、ベビーフンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

(参考) マザーファンド

主要な資産の状況

《組入上位銘柄》

JA日本株式マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.4
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.1
3	ソニーグループ	電気機器	2.9
4	リクルートホールディングス	サービス業	2.6
5	日本電信電話	情報・通信業	2.5
6	HOYA	精密機器	2.3
7	キーエンス	電気機器	2.1
8	日立製作所	電気機器	2.1
9	東京海上ホールディングス	保険業	2.0
10	信越化学工業	化学	1.9

JA日本債券マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第463回利付国債(2年)	0.4	2026/ 8/ 1	8.9	国債
2	第364回利付国債(10年)	0.1	2031/ 9/20	5.3	国債
3	第365回利付国債(10年)	0.1	2031/12/20	4.3	国債
4	第168回利付国債(5年)	0.6	2029/ 3/20	3.5	国債
5	第168回利付国債(20年)	0.4	2039/ 3/20	3.5	国債
6	第160回利付国債(5年)	0.2	2028/ 6/20	3.4	国債
7	第187回利付国債(20年)	1.3	2043/12/20	3.1	国債
8	第174回利付国債(5年)	0.7	2029/ 9/20	2.9	国債
9	第375回利付国債(10年)	1.1	2034/ 6/20	2.7	国債
10	第369回利付国債(10年)	0.5	2032/12/20	2.6	国債

JA海外株式マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	業種	組入比率(%)
1	ENGIE	フランス	ユーロ	公益事業	3.6
2	NVIDIA CORP	アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	3.5
3	QUALCOMM INC	アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	3.5
4	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	米ドル	メディア・娯楽	3.5
5	IMPERIAL BRANDS PLC	イギリス	英ポンド	食品・飲料・タバコ	3.2
6	ADIDAS AG	ドイツ	ユーロ	耐久消費財・アパレル	2.8
7	FLEXTRONICS INTL LTD	シンガポール	米ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.7
8	UNITED THERAPEUTICS CORP	アメリカ	米ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.7
9	EVEREST GROUP LTD	バミューダ	米ドル	保険	2.3
10	DOORDASH INC - A	アメリカ	米ドル	消費者サービス	2.3

JA海外債券マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	T-NOTE 4.5 290531	アメリカ	米ドル	4.5	2029/ 5/31	11.6	国債
2	T-NOTE 4.375 270715	アメリカ	米ドル	4.375	2027/ 7/15	9.9	国債
3	CGB 2.55 281015	中国	オフショア人民元	2.55	2028/10/15	5.9	国債
4	T-NOTE 4.125 310331	アメリカ	米ドル	4.125	2031/ 3/31	5.4	国債
5	GILT 3.25 330131	イギリス	英ポンド	3.25	2033/ 1/31	3.9	国債
6	T-NOTE 3.875 330815	アメリカ	米ドル	3.875	2033/ 8/15	3.8	国債
7	OBL 2.1 290412	ドイツ	ユーロ	2.1	2029/ 4/12	3.3	国債
8	CGB 2.35 340225	中国	オフショア人民元	2.35	2034/ 2/25	2.4	国債
9	T-BOND 1.75 410815	アメリカ	米ドル	1.75	2041/ 8/15	2.3	国債
10	T-BOND 2.0 510815	アメリカ	米ドル	2.0	2051/ 8/15	2.1	国債

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

＜通常の手続＞の場合

（イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「JA資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は1口単位とし、申込手数料はかかりません。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

（ホ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（3）申込単位

＜通常の手続＞の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

(4) 申込手数料

＜通常の申込＞の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ スイッチングによる取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

(5) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約申込

＜通常の申込＞の場合

(イ) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

(ロ) 原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

(ハ) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計

算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

- （二）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合
確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

（２）解約価額

解約価額※¹は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額※²（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

※¹ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.20%）

※² 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

＜ホームページアドレス＞<https://www.ja-asset.co.jp/>

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
-------	------

親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
公社債等	原則として、時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額 (注) 残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

（JA資産設計ファンド（安定型）の表示は、「JA安定」です。）

（JA資産設計ファンド（成長型）の表示は、「JA成長」です。）

（JA資産設計ファンド（積極型）の表示は、「JA積極」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第48条第7項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第38条）

- a. この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。ただし、第1計算期間は、2001年2月20日から2001年11月16日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第48条第7項から第12項）

- ① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約の解約 (約款第49条)

- ① 委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。
ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令 (約款第50条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い (約款第51条)

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い (約款第53条)

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者

の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第50条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第54条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更（約款第54条）

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。
- ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

<運用の権限委託に関する契約>

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

＜臨時報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第52条）

- ① 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 公告（約款第56条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、2007年1月4日以降においても、約款第47条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
- ② 収益分配金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込

により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ⑤ 上記③および上記④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ② 償還金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ハ) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(ニ) 反対者の買取請求権（約款第55条）

- ① 約款第48条もしくは約款第49条に規定する信託契約の解約または約款第54条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第48条第9項および約款第49条第3項または約款第54条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ② 上記①の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第46条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第46条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第45条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（2023年11月17日から2024年11月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

2025年2月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA資産設計ファンド（安定型）の2023年11月17日から2024年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA資産設計ファンド（安定型）の2024年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【J A資産設計ファンド（安定型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,528,236	36,851,897
親投資信託受益証券	573,187,717	531,015,340
未収利息	-	231
流動資産合計	611,715,953	567,867,468
資産合計	611,715,953	567,867,468
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,316,250	5,127,449
未払解約金	203,708	-
未払受託者報酬	335,110	318,634
未払委託者報酬	3,015,963	2,867,662
未払利息	35	-
その他未払費用	19,480	18,983
流動負債合計	8,890,546	8,332,728
負債合計	8,890,546	8,332,728
純資産の部		
元本等		
元本	408,942,363	366,246,402
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193,883,044	193,288,338
（分配準備積立金）	67,193,986	76,213,704
元本等合計	602,825,407	559,534,740
純資産合計	602,825,407	559,534,740
負債純資産合計	611,715,953	567,867,468

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
営業収益		
受取利息	261	28,884
有価証券売買等損益	35,083,283	31,990,932
営業収益合計	35,083,544	32,019,816
営業費用		
支払利息	12,608	1,192
受託者報酬	653,569	636,848
委託者報酬	5,882,004	5,731,552
その他費用	21,173	18,983
営業費用合計	6,569,354	6,388,575
営業利益又は営業損失（△）	28,514,190	25,631,241
経常利益又は経常損失（△）	28,514,190	25,631,241
当期純利益又は当期純損失（△）	28,514,190	25,631,241
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,034,654	1,808,890
期首剰余金又は期首欠損金（△）	173,523,259	193,883,044
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,657,080	9,475,558
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,657,080	9,475,558
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,460,581	28,765,166
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,460,581	28,765,166
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	5,316,250	5,127,449
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193,883,044	193,288,338

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2023年11月17日から2024年11月18日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期 (2023年11月16日現在)	第24期 (2024年11月18日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	415,072,675円	408,942,363円
	期中追加設定元本額	26,217,409円	18,217,807円
	期中一部解約元本額	32,347,721円	60,913,768円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	408,942,363口	366,246,402口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4741円 (14,741円)	1.5278円 (15,278円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,585,808円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(7,178,015円)、信託約款に規定される収益調整金(147,852,647円)及び分配準備積立金(59,746,413円)より、分配対象収益は220,362,883円(一万口当たり5,388.60円)であり、うち5,316,250円(一万口当たり130円)を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,297,388円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(18,524,963円)、信託約款に規定される収益調整金(135,248,634円)及び分配準備積立金(57,518,802円)より、分配対象収益は216,589,787円(一万口当たり5,913.77円)であり、うち5,127,449円(一万口当たり140円)を分配いたしました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第23期（自 2022年11月17日 至 2023年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	30,334,104
合計	30,334,104

第24期（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	21,826,218
合計	21,826,218

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	31,749,671	111,473,094	
	J A 日本債券マザーファンド	258,802,206	336,805,190	
	J A 海外株式マザーファンド	7,209,131	54,769,210	
	J A 海外債券マザーファンド	7,294,501	27,967,846	
合計		305,055,509	531,015,340	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている J A資産設計ファンド（成長型）の2023年11月17日から2024年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J A資産設計ファンド（成長型）の2024年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【ＪＡ資産設計ファンド（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,629,181	57,636,105
親投資信託受益証券	811,765,815	775,679,059
未収利息	-	361
流動資産合計	870,394,996	833,315,525
資産合計	870,394,996	833,315,525
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,216,836	11,183,871
未払解約金	3,513,989	-
未払受託者報酬	472,741	473,458
未払委託者報酬	4,727,332	4,734,525
未払利息	53	-
その他未払費用	27,136	28,191
流動負債合計	19,958,087	16,420,045
負債合計	19,958,087	16,420,045
純資産の部		
元本等		
元本	448,673,443	399,423,972
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	401,763,466	417,471,508
（分配準備積立金）	202,292,472	229,652,440
元本等合計	850,436,909	816,895,480
純資産合計	850,436,909	816,895,480
負債純資産合計	870,394,996	833,315,525

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
営業収益		
受取利息	366	42,926
有価証券売買等損益	95,071,210	86,511,866
営業収益合計	95,071,576	86,554,792
営業費用		
支払利息	17,941	1,761
受託者報酬	908,706	943,842
委託者報酬	9,086,976	9,438,264
その他費用	29,587	28,191
営業費用合計	10,043,210	10,412,058
営業利益又は営業損失（△）	85,028,366	76,142,734
経常利益又は経常損失（△）	85,028,366	76,142,734
当期純利益又は当期純損失（△）	85,028,366	76,142,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,170,517	7,258,929
期首剰余金又は期首欠損金（△）	341,211,986	401,763,466
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,029,750	20,244,152
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,029,750	20,244,152
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,119,283	62,236,044
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,119,283	62,236,044
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	11,216,836	11,183,871
期末剰余金又は期末欠損金（△）	401,763,466	417,471,508

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2023年11月17日から2024年11月18日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期 (2023年11月16日現在)	第24期 (2024年11月18日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	464,236,586円	448,673,443円
	期中追加設定元本額	24,166,191円	20,356,512円
	期中一部解約元本額	39,729,334円	69,605,983円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	448,673,443口	399,423,972口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.8954円 (18,954円)	2.0452円 (20,452円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,648,127円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(53,794,150円)、信託約款に規定される収益調整金(260,854,249円)及び分配準備積立金(148,067,031円)より、分配対象収益は474,363,557円(一万口当たり10,572.58円)であり、うち11,216,836円(一万口当たり250円)を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,270,273円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(57,613,532円)、信託約款に規定される収益調整金(240,614,525円)及び分配準備積立金(171,952,506円)より、分配対象収益は481,450,836円(一万口当たり12,053.63円)であり、うち11,183,871円(一万口当たり280円)を分配いたしました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第23期（自 2022年11月17日 至 2023年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	85,504,006
合計	85,504,006

第24期（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	63,736,950
合計	63,736,950

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	81,376,850	285,714,120	
	J A 日本債券マザーファンド	221,121,653	287,767,719	
	J A 海外株式マザーファンド	15,835,659	120,306,668	
	J A 海外債券マザーファンド	21,358,481	81,890,552	
合 計		339,692,643	775,679,059	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている J A資産設計ファンド（積極型）の2023年11月17日から2024年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J A資産設計ファンド（積極型）の2024年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【ＪＡ資産設計ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,140,148	60,442,931
親投資信託受益証券	752,780,470	774,204,584
未収入金	235,986	143,149
未収利息	-	379
流動資産合計	810,156,604	834,791,043
資産合計	810,156,604	834,791,043
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,885,065	13,120,005
未払解約金	248,408	346,280
未払受託者報酬	434,919	467,441
未払委託者報酬	5,218,936	5,609,204
未払利息	52	-
その他未払費用	25,286	27,316
流動負債合計	18,812,666	19,570,246
負債合計	18,812,666	19,570,246
純資産の部		
元本等		
元本	357,918,495	328,000,144
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	433,425,443	487,220,653
（分配準備積立金）	275,963,945	326,471,887
元本等合計	791,343,938	815,220,797
純資産合計	791,343,938	815,220,797
負債純資産合計	810,156,604	834,791,043

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
営業収益		
受取利息	347	42,758
有価証券売買等損益	122,459,157	118,975,367
営業収益合計	122,459,504	119,018,125
営業費用		
支払利息	16,896	1,633
受託者報酬	847,052	914,723
委託者報酬	10,164,523	10,976,605
その他費用	27,720	27,316
営業費用合計	11,056,191	11,920,277
営業利益又は営業損失（△）	111,403,313	107,097,848
経常利益又は経常損失（△）	111,403,313	107,097,848
当期純利益又は当期純損失（△）	111,403,313	107,097,848
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,335,459	7,161,393
期首剰余金又は期首欠損金（△）	391,586,482	433,425,443
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,206,022	26,046,861
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,206,022	26,046,861
剰余金減少額又は欠損金増加額	75,549,850	59,068,101
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	75,549,850	59,068,101
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	12,885,065	13,120,005
期末剰余金又は期末欠損金（△）	433,425,443	487,220,653

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2023年11月17日から2024年11月18日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期 (2023年11月16日現在)	第24期 (2024年11月18日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	416,908,637円	357,918,495円
	期中追加設定元本額	21,674,201円	18,885,333円
	期中一部解約元本額	80,664,343円	48,803,684円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	357,918,495口	328,000,144口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.2110円 (22,110円)	2.4854円 (24,854円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,930,637円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(87,301,187円)、信託約款に規定される収益調整金(239,915,913円)及び分配準備積立金(188,617,186円)より、分配対象収益は528,764,923円(一万口当たり14,773.33円)であり、うち12,885,065円(一万口当たり360円)を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,224,945円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(86,711,510円)、信託約款に規定される収益調整金(233,348,132円)及び分配準備積立金(239,655,437円)より、分配対象収益は572,940,024円(一万口当たり17,467.68円)であり、うち13,120,005円(一万口当たり400円)を分配いたしました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第23期 自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2023年11月16日現在	第24期 2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第23期（自 2022年11月17日 至 2023年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	112,609,755
合計	112,609,755

第24期（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	96,274,101
合計	96,274,101

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A 日本株式マザーファンド	104,775,794	367,867,812	
	J A 日本債券マザーファンド	94,892,475	123,493,066	
	J A 海外株式マザーファンド	26,432,134	200,810,208	
	J A 海外債券マザーファンド	21,395,764	82,033,498	
合 計		247,496,167	774,204,584	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「J A日本株式マザーファンド」受益証券、「J A日本債券マザーファンド」受益証券、「J A海外株式マザーファンド」受益証券及び「J A海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「J A日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,197,723	49,561,946
株式	23,890,114,030	24,536,936,080
未収入金	210,910,771	129,062,060
未収配当金	216,610,478	236,494,810
未収利息	-	311
流動資産合計	24,363,833,002	24,952,055,207
資産合計	24,363,833,002	24,952,055,207
負債の部		
流動負債		
未払金	212,119,963	129,120,086
未払解約金	111,783	67,808
未払利息	42	-
流動負債合計	212,231,788	129,187,894
負債合計	212,231,788	129,187,894
純資産の部		
元本等		
元本	8,002,555,743	7,069,962,997
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	16,149,045,471	17,752,904,316
元本等合計	24,151,601,214	24,822,867,313
純資産合計	24,151,601,214	24,822,867,313
負債純資産合計	24,363,833,002	24,952,055,207

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月16日現在)	(2024年11月18日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月17日	2023年11月17日
	同期首元本額	12,882,239,036円	8,002,555,743円
	同期中追加設定元本額	1,383,808,651円	652,964,236円
	同期中一部解約元本額	6,263,491,944円	1,585,556,982円
	元本の内訳		
	J A 日本株式ファンド	150,519,285円	135,518,394円
	J A 資産設計ファンド (安定型)	40,242,250円	31,749,671円
	J A 資産設計ファンド (成長型)	99,457,826円	81,376,850円
	J A 資産設計ファンド (積極型)	118,257,712円	104,775,794円
	NZAM 日本株式アクティブ戦略私募 (適格機関投資家専用)	172,016,376円	167,653,773円
	J A 日本株式私募ファンド (適格機関投資家専用)	3,739,395,211円	3,644,416,666円
	J A グローバルバランス私募ファンド (適格機関投資家専用)	3,104,644,834円	2,599,738,478円
	NZAM バランスファンド1-B私募2108 (適格機関投資家専用)	578,022,249円	304,733,371円
	合計	8,002,555,743円	7,069,962,997円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	8,002,555,743口	7,069,962,997口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	3.0180円 (30,180円)	3.5110円 (35,110円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2022年11月17日 至 2023年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1, 142, 816, 913
合計	1, 142, 816, 913

（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	197, 040, 865
合計	197, 040, 865

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
コムシスホールディングス	46,500	3,301.00	153,496,500	
清水建設	113,600	1,196.00	135,865,600	
西松建設	46,000	5,060.00	232,760,000	
大和ハウス工業	40,900	4,652.00	190,266,800	
山崎製パン	71,200	2,873.00	204,557,600	
味の素	25,700	6,137.00	157,720,900	
東洋水産	16,200	10,020.00	162,324,000	
日本たばこ産業	67,100	4,170.00	279,807,000	
日本曹達	43,500	2,576.00	112,056,000	
信越化学工業	91,400	5,625.00	514,125,000	
エア・ウォーター	60,200	1,878.50	113,085,700	
三菱瓦斯化学	72,800	2,741.00	199,544,800	
東京応化工業	47,800	3,535.00	168,973,000	
太陽ホールディングス	23,700	4,120.00	97,644,000	
ユニ・チャーム	30,300	3,957.00	119,897,100	
武田薬品工業	55,300	4,190.00	231,707,000	
中外製薬	38,100	6,427.00	244,868,700	
ロート製薬	44,300	2,707.00	119,920,100	
ツムラ	30,400	4,777.00	145,220,800	
第一三共	76,000	4,466.00	339,416,000	
E N E O Sホールディングス	307,500	795.40	244,585,500	
横浜ゴム	48,000	3,060.00	146,880,000	
太平洋セメント	58,100	3,405.00	197,830,500	
大和工業	26,500	8,129.00	215,418,500	
三井金属鉱業	29,000	4,618.00	133,922,000	
古河電気工業	27,700	5,938.00	164,482,600	
東洋製罐グループホールディングス	36,100	2,224.50	80,304,450	
日本製鋼所	22,000	5,826.00	128,172,000	
ディスコ	5,200	42,420.00	220,584,000	
日精エー・エス・ビー機械	19,500	5,130.00	100,035,000	
ローツェ	27,100	1,841.00	49,891,100	
荏原製作所	78,000	2,208.00	172,224,000	
ダイフク	38,700	3,150.00	121,905,000	

新晃工業	16,100	3,940.00	63,434,000	
三菱重工業	153,300	2,331.50	357,418,950	
I H I	19,600	8,777.00	172,029,200	
イビデン	59,000	4,623.00	272,757,000	
日立製作所	127,700	3,875.00	494,837,500	
三菱電機	109,500	2,671.50	292,529,250	
日本電気	22,000	12,435.00	273,570,000	
富士通	156,100	2,786.00	434,894,600	
ルネサスエレクトロニクス	122,900	1,998.00	245,554,200	
ソニーグループ	262,700	2,917.50	766,427,250	
T D K	129,500	1,953.50	252,978,250	
キーエンス	8,000	65,080.00	520,640,000	
東京エレクトロン	10,500	21,945.00	230,422,500	
川崎重工業	41,100	6,245.00	256,669,500	
トヨタ自動車	382,900	2,676.00	1,024,640,400	
スズキ	205,400	1,640.00	336,856,000	
シマノ	6,600	20,895.00	137,907,000	
東京精密	24,800	7,695.00	190,836,000	
オリンパス	115,200	2,487.00	286,502,400	
H O Y A	28,900	19,980.00	577,422,000	
イトーキ	50,400	1,675.00	84,420,000	
任天堂	40,500	8,200.00	332,100,000	
四国電力	95,600	1,310.00	125,236,000	
九州電力	74,900	1,540.00	115,346,000	
大阪瓦斯	30,700	3,288.00	100,941,600	
東日本旅客鉄道	66,300	2,911.50	193,032,450	
東海旅客鉄道	42,500	3,171.00	134,767,500	
ニッコンホールディングス	59,700	1,943.50	116,026,950	
九州旅客鉄道	32,700	3,877.00	126,777,900	
日本郵船	35,800	5,073.00	181,613,400	
日新	21,500	4,360.00	93,740,000	
コーエーテクモホールディングス	101,600	1,633.00	165,912,800	
インターネットイニシアティブ	58,800	3,081.00	181,162,800	
プラスアルファ・コンサルティング	68,800	1,614.00	111,043,200	
ビジョナル	20,200	7,566.00	152,833,200	
シンプレクス・ホールディングス	71,300	2,563.00	182,741,900	
J M D C	38,700	4,185.00	161,959,500	
日本電信電話	4,094,400	155.20	635,450,880	

ソフトバンクグループ	28,400	8,734.00	248,045,600	
ダイワボウホールディングス	68,700	3,165.00	217,435,500	
松田産業	68,000	2,965.00	201,620,000	
伊藤忠商事	27,400	7,820.00	214,268,000	
三井物産	114,800	3,225.00	370,230,000	
三菱商事	147,400	2,664.00	392,673,600	
ヤマタネ	50,900	3,410.00	173,569,000	
因幡電機産業	45,600	3,830.00	174,648,000	
トライアルホールディングス	41,300	2,954.00	122,000,200	
コメ兵ホールディングス	25,100	3,510.00	88,101,000	
セブン&アイ・ホールディングス	53,400	2,440.00	130,296,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	43,200	3,725.00	160,920,000	
サイゼリヤ	26,400	5,200.00	137,280,000	
AOKIホールディングス	56,800	1,245.00	70,716,000	
ニトリホールディングス	10,400	17,675.00	183,820,000	
ファーストリテイリング	4,200	49,460.00	207,732,000	
楽天銀行	51,300	3,954.00	202,840,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	425,000	1,810.50	769,462,500	
りそなホールディングス	235,000	1,200.00	282,000,000	
三井住友フィナンシャルグループ	134,500	3,558.00	478,551,000	
七十七銀行	38,400	4,354.00	167,193,600	
みずほフィナンシャルグループ	66,900	3,742.00	250,339,800	
インテグラル	15,500	3,520.00	54,560,000	
野村ホールディングス	174,500	925.10	161,429,950	
東京海上ホールディングス	91,500	5,914.00	541,131,000	
T&Dホールディングス	97,300	2,469.00	240,233,700	
オリックス	92,000	3,336.00	306,912,000	
三菱地所	129,300	2,094.00	270,754,200	
エス・エム・エス	45,400	1,576.00	71,550,400	
J Pホールディングス	252,700	629.00	158,948,300	
オリエンタルランド	40,200	3,650.00	146,730,000	
M&Aキャピタルパートナーズ	46,800	2,374.00	111,103,200	
リクルートホールディングス	59,600	9,692.00	577,643,200	
日本郵政	152,600	1,486.00	226,763,600	
マネジメントソリューションズ	77,200	1,846.00	142,511,200	
合 計	11,808,300		24,536,936,080	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＪＡ日本債券マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	955,900	78,081
コール・ローン	530,256,015	588,453,920
国債証券	42,511,201,300	43,025,022,250
地方債証券	2,506,325,000	1,040,492,000
特殊債券	3,135,211,000	1,908,083,000
社債券	11,788,119,000	12,702,334,000
未収利息	88,885,605	107,971,813
前払費用	9,576,097	14,809,159
流動資産合計	60,570,529,917	59,387,244,223
資産合計	60,570,529,917	59,387,244,223
負債の部		
流動負債		
未払解約金	37,261	138,345
未払利息	487	—
流動負債合計	37,748	138,345
負債合計	37,748	138,345
純資産の部		
元本等		
元本	45,660,614,196	45,633,538,372
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	14,909,877,973	13,753,567,506
元本等合計	60,570,492,169	59,387,105,878
純資産合計	60,570,492,169	59,387,105,878
負債純資産合計	60,570,529,917	59,387,244,223

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月16日現在)	(2024年11月18日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月17日	2023年11月17日
	同期首元本額	48,697,537,985円	45,660,614,196円
	同期中追加設定元本額	6,108,050,752円	5,617,854,534円
	同期中一部解約元本額	9,144,974,541円	5,644,930,358円
	元本の内訳		
	J A 日本債券ファンド	1,233,516,872円	1,280,408,139円
	J A 資産設計ファンド (安定型)	271,768,020円	258,802,206円
	J A 資産設計ファンド (成長型)	223,890,010円	221,121,653円
	J A 資産設計ファンド (積極型)	88,736,123円	94,892,475円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース)	3,645,969,630円	3,588,749,848円
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (資産形成コース)	3,861,790,172円	4,359,737,089円
	J A 日本債券私募ファンド (適格機関投資家専用)	5,663,333,173円	5,686,764,447円
	J A グローバルバランス私募ファンド (適格機関投資家専用)	30,671,610,196円	30,143,062,515円
	合計	45,660,614,196円	45,633,538,372円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	45,660,614,196口	45,633,538,372口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3265円 (13,265円)	1.3014円 (13,014円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2022年11月17日 至 2023年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,163,355,700
地方債証券	△32,210,000
特殊債券	△24,582,000
社債券	△86,573,000
合計	△1,306,720,700

（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△256,343,200
地方債証券	△9,196,000
特殊債券	△12,865,000
社債券	△65,537,000
合計	△343,941,200

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第458回利付国債(2年)	1,150,000,000	1,145,975,000	
	第463回利付国債(2年)	4,800,000,000	4,789,488,000	
	第153回利付国債(5年)	730,000,000	719,860,300	
	第160回利付国債(5年)	2,030,000,000	2,000,443,200	
	第168回利付国債(5年)	2,600,000,000	2,592,876,000	
	第5回利付国債(40年)	55,000,000	52,717,500	
	第8回利付国債(40年)	440,000,000	356,505,600	
	第10回利付国債(40年)	360,000,000	244,965,600	
	第12回利付国債(40年)	260,000,000	147,204,200	
	第14回利付国債(40年)	335,000,000	196,112,350	
	第16回利付国債(40年)	520,000,000	365,648,400	
	第17回利付国債(40年)	90,000,000	82,120,500	
	第359回利付国債(10年)	1,400,000,000	1,353,394,000	
	第362回利付国債(10年)	1,170,000,000	1,123,691,400	
	第364回利付国債(10年)	3,300,000,000	3,152,325,000	
	第365回利付国債(10年)	2,300,000,000	2,190,566,000	
	第369回利付国債(10年)	1,560,000,000	1,514,682,000	
	第371回利付国債(10年)	1,150,000,000	1,100,665,000	
	第375回利付国債(10年)	770,000,000	774,697,000	
	第37回利付国債(30年)	220,000,000	224,483,600	
	第39回利付国債(30年)	590,000,000	598,631,700	
	第44回利付国債(30年)	610,000,000	591,571,900	
	第49回利付国債(30年)	580,000,000	524,882,600	
	第54回利付国債(30年)	470,000,000	367,883,100	
	第59回利付国債(30年)	1,070,000,000	799,065,300	
	第64回利付国債(30年)	550,000,000	369,347,000	
	第68回利付国債(30年)	870,000,000	603,884,400	
	第72回利付国債(30年)	740,000,000	517,341,400	
	第78回利付国債(30年)	1,370,000,000	1,132,263,900	
	第80回利付国債(30年)	380,000,000	344,667,600	
	第81回利付国債(30年)	150,000,000	129,445,500	

	第 8 3 回利付国債（30 年）	490,000,000	483,928,900	
	第 1 4 8 回利付国債（20 年）	1,070,000,000	1,117,561,500	
	第 1 4 9 回利付国債（20 年）	1,300,000,000	1,355,055,000	
	第 1 5 6 回利付国債（20 年）	900,000,000	822,429,000	
	第 1 5 8 回利付国債（20 年）	720,000,000	659,224,800	
	第 1 6 0 回利付国債（20 年）	700,000,000	650,867,000	
	第 1 6 2 回利付国債（20 年）	680,000,000	618,786,400	
	第 1 6 5 回利付国債（20 年）	770,000,000	681,565,500	
	第 1 6 8 回利付国債（20 年）	2,410,000,000	2,069,201,900	
	第 1 7 3 回利付国債（20 年）	1,220,000,000	1,017,711,800	
	第 1 8 1 回利付国債（20 年）	1,000,000,000	872,220,000	
	第 1 8 7 回利付国債（20 年）	2,030,000,000	1,855,501,200	
	第 1 8 9 回利付国債（20 年）	710,000,000	713,564,200	
国債証券 合計		46,620,000,000	43,025,022,250	
地方債証券	第 7 8 3 回東京都公募公債	600,000,000	589,716,000	
	第 1 回名古屋市公募公債（30 年）	400,000,000	450,776,000	
地方債証券 合計		1,000,000,000	1,040,492,000	
特殊債券	第 8 5 回都市再生債券	900,000,000	913,347,000	
	第 6 6 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000	303,339,000	
	第 1 0 1 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	700,000,000	691,397,000	
特殊債券 合計		1,900,000,000	1,908,083,000	
社債券	第 1 4 2 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,181,000	
	第 4 9 回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	426,740,000	
	第 1 0 5 回一般担保住宅金融支援機構債券	900,000,000	917,838,000	
	第 3 4 7 回一般担保住宅金融支援機構債券	600,000,000	590,592,000	
	第 2 8 回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	100,000,000	99,993,000	
	第 3 3 回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	100,000,000	99,122,000	
	第 3 4 回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	100,000,000	99,191,000	
	第 5 8 回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）	400,000,000	396,936,000	
	第 7 7 回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付）	300,000,000	295,893,000	

第2回株式会社Jーオイルミルズ無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	295,734,000	
第9回中央日本土地建物グループ株式会社無 担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	494,480,000	
第1回株式会社すかいらくホールディング ス無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,284,000	
第15回株式会社小松製作所無担保社債 (社 債間限定同順位特約付)	200,000,000	198,240,000	
第46回三菱電機株式会社無担保社債 (社債 間限定同順位特約付)	200,000,000	198,168,000	
第101回株式会社クレディセゾン無担保社 債 (社債間限定同順位特約付)	1,500,000,000	1,489,110,000	
第22回みずほリース株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	494,115,000	
第23回NTTファイナンス株式会社無担保 社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	198,164,000	
第28回NTTファイナンス株式会社無担保 社債 (社債間限定同順位特約付)	500,000,000	494,225,000	
第38回東京センチュリー株式会社無担保社 債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,243,000	
第35回株式会社オリエントコーポレーショ ン無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	297,042,000	
第38回株式会社大和証券グループ本社無担 保社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,611,000	
第41回株式会社大和証券グループ本社無担 保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	296,451,000	
第190回東日本旅客鉄道株式会社無担保普 通社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	175,510,000	
第67回阪急阪神ホールディングス株式会社 無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	300,000,000	287,253,000	
第69回名古屋鉄道株式会社無担保社債 (社 債間限定同順位特約付)	200,000,000	191,144,000	
第562回関西電力株式会社社債 (一般担保 付)	100,000,000	97,074,000	
第459回中国電力株式会社社債 (一般担保 付)	100,000,000	100,204,000	
第478回東北電力株式会社社債 (一般担保 付)	300,000,000	302,691,000	
第514回九州電力株式会社社債 (一般担保 付)	300,000,000	298,788,000	
第323回北海道電力株式会社社債 (一般担 保付)	200,000,000	202,444,000	
第85回電源開発株式会社無担保社債 (社債 間限定同順位特約付)	500,000,000	494,995,000	
第58回東京電力パワーグリッド株式会社社 債 (一般担保付)	400,000,000	399,840,000	

	第 6 5 回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	600,000,000	591,162,000	
	第 6 9 回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	500,000,000	499,330,000	
	第 2 回株式会社 J E R A 無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	190,286,000	
	第 2 2 回株式会社 J E R A 無担保社債（社債間限定同順位特約付）	1,000,000,000	991,260,000	
社債券 合計		12,800,000,000	12,702,334,000	
合計		62,320,000,000	58,675,931,250	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「J A海外株式マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	355,579,902	363,526,497
コール・ローン	88,315,508	60,196,544
株式	28,247,010,400	32,464,331,971
派生商品評価勘定	-	21,337
未収配当金	18,844,730	15,334,595
未収利息	-	377
流動資産合計	28,709,750,540	32,903,411,321
資産合計	28,709,750,540	32,903,411,321
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	21,831
未払金	55,878,535	-
未払解約金	3,356,696	193,976
未払利息	81	-
流動負債合計	59,235,312	215,807
負債合計	59,235,312	215,807
純資産の部		
元本等		
元本	4,978,002,214	4,330,983,382
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	23,672,513,014	28,572,212,132
元本等合計	28,650,515,228	32,903,195,514
純資産合計	28,650,515,228	32,903,195,514
負債純資産合計	28,709,750,540	32,903,411,321

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月16日現在)	(2024年11月18日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月17日	2023年11月17日
	同期首元本額	8,489,773,334円	4,978,002,214円
	同期中追加設定元本額	1,023,099,481円	229,062,038円
	同期中一部解約元本額	4,534,870,601円	876,080,870円
	元本の内訳		
	J A 海外株式ファンド	162,406,327円	156,502,018円
	J A 資産設計ファンド (安定型)	10,602,049円	7,209,131円
	J A 資産設計ファンド (成長型)	22,459,563円	15,835,659円
	J A 資産設計ファンド (積極型)	34,618,017円	26,432,134円
	J A 海外株式私募ファンド (適格機関投資家専用)	3,270,901,899円	3,253,719,273円
	J A グローバルバランス私募ファンド (適格機関投資家専用)	1,065,945,929円	786,302,457円
	NZAM バランスファンド1-B私募1902 (適格機関投資家専用)	248,241,310円	51,009,530円
	NZAM バランスファンド1-B私募2108 (適格機関投資家専用)	162,827,120円	33,973,180円
	合計	4,978,002,214円	4,330,983,382円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	4,978,002,214口	4,330,983,382口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	5.7554円 (57,554円)	7.5972円 (75,972円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2022年11月17日 至 2023年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	842,010,998
合計	842,010,998

（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,218,947,905
合計	1,218,947,905

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

(2023年11月16日現在)
該当事項はありません。

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	1,333,930	—	1,312,099	△21,831
	売建 香港ドル	1,333,930	—	1,312,593	21,337
	合計	2,667,860	—	2,624,692	△494

(注) 時価の算定方法

- 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
- 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	MARATHON PETROLEUM CORP	2,966	157.52	467,204.32	
	TARGA RESOURCES CORP	28,525	196.04	5,592,041.00	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	33,829	11.04	373,472.16	
	3M CO	6,290	129.79	816,379.10	
	AZEK CO INC/THE	69,563	45.67	3,176,942.21	
	FLUOR CORPORATION	32,004	51.92	1,661,647.68	
	GE AEROSPACE	8,855	176.93	1,566,715.15	
	PACCAR INC	8,961	112.26	1,005,961.86	
	TEXTRON INC	15,968	84.91	1,355,842.88	
	CIMPRESS PLC	1,875	77.40	145,125.00	
	KBR INC	11,111	58.65	651,660.15	
	SCIENCE APPLICATIONS INTERNATIONAL CORP	14,466	122.40	1,770,638.40	
	DELTA AIR LINES INC	20,597	64.07	1,319,649.79	
	UBER TECHNOLOGIES INC	16,434	73.25	1,203,790.50	
	DOORDASH INC - A	30,317	169.43	5,136,609.31	
	GRAHAM HOLDINGS CO	406	926.00	375,956.00	
	TEXAS ROADHOUSE INC	4,312	197.99	853,732.88	
	CARGURUS INC	17,727	35.64	631,790.28	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	13,042	554.08	7,226,311.36	
	NETFLIX INC	570	823.96	469,657.20	
	ABERCROMBIE & FITCH	5,941	144.64	859,306.24	
	AMAZON.COM INC	13,859	202.61	2,807,971.99	
	US FOODS HOLDING CORP	29,530	64.67	1,909,705.10	
	INGREDION INC	7,425	140.83	1,045,662.75	
	CENTENE CORP	49,803	57.46	2,861,680.38	
	ELEVANCE HEALTH INC	11,727	400.69	4,698,891.63	
	ENCOMPASS HEALTH CORP	42,468	98.85	4,197,961.80	
	HCA HEALTHCARE INC	6,202	342.96	2,127,037.92	
	HIMS & HERS HEALTH INC	15,029	19.32	290,360.28	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	5,244	592.23	3,105,654.12	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	9,850	201.69	1,986,646.50	
	GILEAD SCIENCES INC	44,956	88.40	3,974,110.40	
	MERCK & CO. INC.	42,273	96.31	4,071,312.63	

	UNITED THERAPEUTICS CORP	16,502	363.25	5,994,351.50	
	WELLS FARGO & COMPANY	5,018	74.34	373,038.12	
	AMERICAN EXPRESS CO	454	286.87	130,238.98	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	3,779	470.28	1,777,188.12	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,206	593.54	715,809.24	
	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	7,239	180.21	1,304,540.19	
	RADIAN GROUP INC	13,336	34.63	461,825.68	
	ARCH CAPITAL GROUP	36,103	101.83	3,676,368.49	
	EVEREST GROUP LTD	14,485	371.33	5,378,715.05	
	PROGRESSIVE CORP	11,910	255.78	3,046,339.80	
	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	13,576	231.95	3,148,953.20	
	ADOBE INC	4,116	503.37	2,071,870.92	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	10,829	240.04	2,599,393.16	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	731	305.27	223,152.37	
	DOCUSIGN INC	7,086	79.11	560,573.46	
	DROPBOX INC-CLASS A	54,692	27.06	1,479,965.52	
	GODADDY INC - CLASS A	19,853	182.92	3,631,510.76	
	LIVERAMP HOLDINGS INC	31,306	27.89	873,124.34	
	MICROSOFT CORP	3,074	415.00	1,275,710.00	
	NUTANIX INC - A	20,315	69.53	1,412,501.95	
	PEGASYSTEMS INC	12,680	86.55	1,097,454.00	
	WIX.COM LTD	12,779	180.01	2,300,347.79	
	FLEXTRONICS INTL LTD	216,286	37.20	8,045,839.20	
	PURE STORAGE INC-CLASS A	24,072	48.19	1,160,029.68	
	T-MOBILE US INC	13,377	235.61	3,151,754.97	
	ATMOS ENERGY CORP	22,891	144.89	3,316,676.99	
	ENTERGY CORP	1,683	149.12	250,968.96	
	NRG ENERGY INC	13,293	92.19	1,225,481.67	
	SEMPRA	32,080	92.19	2,957,455.20	
	VISTRA CORP	6,753	142.15	959,938.95	
	KLA CORPORATION	359	614.46	220,591.14	
	MICRON TECHNOLOGY INC	40,202	96.34	3,873,060.68	
	NVIDIA CORP	52,806	141.98	7,497,395.88	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	7,969	217.04	1,729,591.76	
	QUALCOMM INC	44,268	160.50	7,105,014.00	
	米ドル 小計	1,399,233		154,764,200.69 (23,887,854,376)	
カナダドル	CENOVUS ENERGY INC	91,738	22.04	2,021,905.52	
	カナダドル 小計				

		91,738		2,021,905.52 (221,701,940)	
ユーロ	VOLKSWAGEN AG	16,224	86.75	1,407,432.00	
	ADIDAS AG	25,129	215.00	5,402,735.00	
	ACCOR SA	42,900	43.79	1,878,591.00	
	INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	18,800	51.02	959,176.00	
	HENKEL AG&CO KGAA	2,000	71.10	142,200.00	
	NN GROUP NV	15,600	45.30	706,680.00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	128,630	28.68	3,689,108.40	
	FREENET AG	18,600	28.32	526,752.00	
	ENGIE	383,099	15.40	5,899,724.60	
ユーロ 小計		650,982		20,612,399.00 (3,355,286,309)	
英ポンド	SHELL PLC	55,045	25.61	1,409,702.45	
	GLENCORE PLC	503,160	3.79	1,908,737.46	
	TESCO PLC	948,755	3.45	3,279,846.03	
	IMPERIAL BRANDS PLC	220,602	23.71	5,230,473.42	
	STANDARD CHARTERED PLC	75,213	9.43	709,559.44	
英ポンド 小計		1,802,775		12,538,318.80 (2,445,222,932)	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	37,040	91.71	3,396,938.40	
	PSP SWISS PROPERTY AG-REG	5,171	124.50	643,789.50	
スイスフラン 小計		42,211		4,040,727.90 (702,682,581)	
スウェーデン クローネ	TRELLEBORG AB-B SHS	14,900	359.40	5,355,060.00	
	VOLVO AB-B SHS	162,284	272.60	44,238,618.40	
	AAK AB	6,700	280.40	1,878,680.00	
スウェーデンクローネ 小計		183,884		51,472,358.40 (724,730,806)	
オーストラリ アドル	YANCOAL AUSTRALIA LTD	74,600	6.18	461,028.00	
	PERSEUS MINING LTD	205,900	2.53	520,927.00	
	STANMORE RESOURCES LTD	67,400	3.07	206,918.00	
	AMP LTD	332,700	1.52	505,704.00	
	HUB24 LTD	7,500	72.19	541,425.00	
	NETWEALTH GROUP LTD	6,800	30.74	209,032.00	
	PINNACLE INVESTMENT	28,200	21.25	599,250.00	
	ZIP CO LTD	155,300	3.36	521,808.00	
オーストラリアドル 小計		878,400		3,566,092.00 (356,466,556)	

香港ドル	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	165,500	21.15	3,500,325.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	463,700	31.55	14,629,735.00	
	SINO LAND CO	157,400	7.79	1,226,146.00	
香港ドル 小計		786,600		19,356,206.00 (383,833,564)	
シンガポールドル	UNITED OVERSEAS BANK LTD	92,300	36.37	3,356,951.00	
	シンガポールドル 小計	92,300		3,356,951.00 (386,552,907)	
合 計		5,928,123		32,464,331,971 (32,464,331,971)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 68銘柄	72.6%	73.6%
カナダドル	株式 1銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	株式 9銘柄	10.2%	10.3%
英ポンド	株式 5銘柄	7.4%	7.5%
スイスフラン	株式 2銘柄	2.1%	2.2%
スウェーデンクローネ	株式 3銘柄	2.2%	2.2%
オーストラリアドル	株式 8銘柄	1.1%	1.1%
香港ドル	株式 3銘柄	1.2%	1.2%
シンガポールドル	株式 1銘柄	1.2%	1.2%

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「J A海外債券マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	72,712,169	170,301,466
コール・ローン	90,281,980	98,881,086
国債証券	9,784,729,691	10,725,707,460
地方債証券	127,359,704	91,747,917
特殊債券	646,677,106	405,725,990
社債券	1,261,537,523	744,538,407
派生商品評価勘定	25,493,601	30,272,036
未収入金	123,221,833	—
未収利息	73,922,909	61,694,346
前払費用	30,544,033	58,735,277
流動資産合計	12,236,480,549	12,387,603,985
資産合計	12,236,480,549	12,387,603,985
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	19,542,020	26,297,214
未払金	74,246,807	11,350,501
未払解約金	24,840	305,426
未払利息	83	—
流動負債合計	93,813,750	37,953,141
負債合計	93,813,750	37,953,141
純資産の部		
元本等		
元本	3,398,842,335	3,221,029,456
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	8,743,824,464	9,128,621,388
元本等合計	12,142,666,799	12,349,650,844
純資産合計	12,142,666,799	12,349,650,844
負債純資産合計	12,236,480,549	12,387,603,985

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月16日現在)	(2024年11月18日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2022年11月17日	2023年11月17日
	同期首元本額	6,012,724,276円	3,398,842,335円
	同期中追加設定元本額	58,677,869円	15,721,908円
	同期中一部解約元本額	2,672,559,810円	193,534,787円
	元本の内訳		
	J A 海外債券ファンド	55,185,435円	54,763,432円
	J A 資産設計ファンド (安定型)	8,458,069円	7,294,501円
	J A 資産設計ファンド (成長型)	23,889,669円	21,358,481円
	J A 資産設計ファンド (積極型)	22,093,068円	21,395,764円
	J A 海外債券私募ファンド (適格機関投資家専用)	2,403,005,017円	2,326,132,981円
	J A グローバルバランス私募ファンド (適格機関投資家専用)	886,211,077円	790,084,297円
	合計	3,398,842,335円	3,221,029,456円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	3,398,842,335口	3,221,029,456口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	3.5726円 (35,726円)	3.8341円 (38,341円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年11月17日 至 2023年11月16日	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月16日現在	2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年11月17日 至 2023年11月16日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	120,502,484
地方債証券	986,438
特殊債券	5,729,574
社債券	6,692,463
合計	133,910,959

(自 2023年11月17日 至 2024年11月18日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△112,330,093
地方債証券	△599,860
特殊債券	719,410
社債券	△4,565,029
合計	△116,775,572

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

(2023年11月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	444,389,299	—	447,699,472	3,310,173
	カナダドル	144,427,894	—	146,442,626	2,014,732
	メキシコペソ	14,146,298	—	14,744,176	597,878
	ユーロ	349,359,255	—	359,688,933	10,329,678
	英ポンド	20,873,787	—	21,357,681	483,894
	スウェーデンクローネ	12,247,588	—	12,396,688	149,100
	ノルウェークローネ	202,200	—	209,044	6,844
	デンマーククローネ	12,192,976	—	12,563,980	371,004
	ポーランドズロチ	15,824,810	—	16,401,495	576,685
	オーストラリアドル	66,745,640	—	68,271,996	1,526,356
	ニュージーランドドル	5,000,788	—	5,077,099	76,311
	シンガポールドル	63,818,283	—	65,078,134	1,259,851
	イスラエルシェケル	21,183,660	—	22,849,562	1,665,902
	オフショア人民元	154,669,863	—	157,538,513	2,868,650
	売建				
	米ドル	880,693,042	—	886,633,340	△5,940,298
	カナダドル	25,503,022	—	25,634,957	△131,935
	メキシコペソ	59,041,716	—	61,819,478	△2,777,762
	ユーロ	125,356,190	—	128,947,509	△3,591,319
	英ポンド	42,101,040	—	43,464,759	△1,363,719
	スウェーデンクローネ	18,614,400	—	19,780,431	△1,166,031
	ノルウェークローネ	6,570,900	—	6,828,787	△257,887

	デンマーク クローネ	1, 000, 058	—	1, 002, 221	△2, 163
	オーストラ リアドル	68, 202, 190	—	69, 339, 025	△1, 136, 835
	ニュージー ランドドル	47, 263, 559	—	49, 132, 575	△1, 869, 016
	シンガポー ルドル	15, 664, 220	—	15, 989, 988	△325, 768
	オフショア 人民元	35, 072, 004	—	35, 794, 748	△722, 744
合計		2, 650, 164, 682	—	2, 694, 687, 217	5, 951, 581

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	1, 457, 747, 907	—	1, 467, 082, 345	9, 334, 438
	カナダドル	18, 862, 514	—	18, 613, 300	△249, 214
	メキシコペ ソ	89, 808, 087	—	89, 662, 363	△145, 724
	ユーロ	540, 721, 212	—	532, 753, 755	△7, 967, 457
	英ポンド	294, 548, 385	—	289, 235, 040	△5, 313, 345
	スイスフラ ン	22, 843, 296	—	22, 599, 200	△244, 096
	スウェーデ ンクローネ	40, 935, 631	—	40, 155, 575	△780, 056
	ノルウェー クローネ	4, 766, 757	—	4, 776, 275	9, 518
	デンマーク クローネ	3, 819, 890	—	3, 748, 740	△71, 150
	ポーランド ズロチ	26, 957, 676	—	26, 710, 208	△247, 468
	オーストラ リアドル	117, 720, 214	—	116, 543, 040	△1, 177, 174
	ニュージー ランドドル	57, 024, 103	—	56, 575, 000	△449, 103
	シンガポー ルドル	91, 557, 603	—	90, 968, 955	△588, 648
	イスラエル シェケル	37, 288, 081	—	37, 298, 923	10, 842
	オフショア 人民元	124, 971, 200	—	124, 389, 664	△581, 536
	売建				
	米ドル	1, 471, 824, 649	—	1, 476, 045, 457	△4, 220, 808

	カナダドル	71,331,889	—	70,949,569	382,320
	メキシコペソ	184,474,767	—	183,118,800	1,355,967
	ユーロ	233,061,910	—	228,884,480	4,177,430
	英ポンド	195,512,800	—	191,720,400	3,792,400
	スイスフラン	32,873,200	—	32,334,240	538,960
	スウェーデンクローネ	40,135,550	—	39,311,675	823,875
	ノルウェークローネ	2,503,800	—	2,506,500	△2,700
	ポーランドズロチ	12,927,024	—	12,772,813	154,211
	オーストラリアドル	232,464,850	—	230,491,800	1,973,050
	ニュージーランドドル	231,648,300	—	229,468,200	2,180,100
	シンガポールドル	12,139,550	—	12,075,525	64,025
	オフショア人民元	208,674,267	—	207,458,102	1,216,165
	合計	5,859,145,112	—	5,838,249,944	3,974,822

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	T-BILL 0 250130	3,842,000.00	3,807,798.74	
		T-BOND 1.75 410815	3,654,000.00	2,414,494.68	
		T-BOND 2.0 510815	3,292,500.00	1,943,217.99	
		T-BOND 3.125 411115	582,000.00	479,467.96	
		T-BOND 3.625 440215	1,063,000.00	915,757.89	
		T-NOTE 3.875 330815	1,714,000.00	1,646,243.41	
		T-NOTE 4.125 310331	4,357,000.00	4,299,984.55	
		T-NOTE 4.375 270715	6,222,000.00	6,236,582.48	
		T-NOTE 4.5 290531	4,462,100.00	4,498,005.61	
		T-NOTE 4.625 260630	5,454,000.00	5,478,287.20	
		T-NOTE 4.875 281031	162,000.00	165,296.94	
		TSY INF 1.75 340115	366,000.00	363,694.49	
	国債証券 小計		35,170,600.00	32,248,831.94 (4,977,607,209)	
	社債券	AMGEN INC 5.15 280302	130,000.00	131,403.80	
		AT&T INC 1.65 280201	250,000.00	226,750.84	
		AUTOZONE INC 6.25 281101	15,000.00	15,717.43	
		BANK OF AME 5.933 270915	130,000.00	132,541.76	
		CANADIAN 4.508 270911	175,000.00	174,166.56	
		CISCO SYSTEM 4.8 270226	110,000.00	110,677.27	
		COLUMBIA PI 6.055 260815	110,000.00	111,577.85	
		CRBG FIN 3.5 250404	190,000.00	189,029.75	
		DIAMONDBACK 5.2 270418	170,000.00	171,522.74	
		ENBRIDGE 5.25 270405	155,000.00	156,691.37	
		EVERSOURCE 4.75 260515	70,000.00	69,897.64	
		INTEL 4.875 260210	155,000.00	155,048.18	
		INTNED 3.869 260328	250,000.00	248,835.34	
		JOHN DEERE 4.75 260608	140,000.00	140,551.13	
		JOHNSONVIL 5.078 541001	35,000.00	34,202.42	
		JPMORGAN 4.851 280725	200,000.00	200,074.32	
		MERCEDES-BNZ 5.375 251126	170,000.00	171,072.58	
		NEXTERA ENE 5.749 250901	95,000.00	95,628.50	

		OMERS FINANCE 5.5 331115	250,000.00	259,602.37	
		ONEOK INC 4.25 270924	300,000.00	295,437.37	
		SOUTHERN 5.5 290315	125,000.00	128,167.46	
		STATESTREET 5.272 260803	110,000.00	111,188.51	
		UNITEDHEALTH 1.25 260115	105,000.00	101,077.08	
		VERALTO CORP 5.5 260918	165,000.00	166,709.81	
		VERIZON 2.1 280322	150,000.00	137,543.29	
		社債券 小計		3,755,000.00	3,735,115.37
米ドル小計			38,925,600.00	35,983,947.31	(5,554,122,266)
カナダドル	国債証券	CAN GOV 1.75 531201	307,000.00	218,929.37	
		CAN GOV 2.0 320601	1,354,000.00	1,243,715.33	
		CAN GOV 4.0 410601	95,000.00	103,437.33	
		CTB 0 250130	1,129,000.00	1,120,859.91	
カナダドル小計			2,885,000.00	2,686,941.94	(294,623,183)
メキシコペソ	国債証券	MBONO 10.0 361120	902,800.00	904,091.00	
		MBONO 7 260903	14,067,000.00	13,381,937.10	
		MBONO 7.5 270603	4,264,300.00	4,050,402.71	
		MBONO 7.5 330526	378,000.00	325,662.12	
		MBONO 7.75 341123	1,723,800.00	1,483,691.88	
		MBONO 8.0 530731	5,591,400.00	4,421,958.66	
		MBONO 8.5 290301	740,000.00	704,605.80	
メキシコペソ小計			27,667,300.00	25,272,349.27	(191,948,547)
ユーロ	国債証券	AUSTRIA 2.1 1170920	77,000.00	59,548.72	
		AUSTRIA 2.9 330220	358,000.00	362,588.84	
		BELGIUM 2.7 291022	299,000.00	301,555.94	
		BELGIUM 2.85 341022	383,073.00	380,598.34	
		BELGIUM 3.45 430622	146,000.00	148,968.88	
		BELGIUM 3.5 550622	218,000.00	218,410.27	
		BTPS 3.1 260828	474,000.00	478,519.11	
		BTPS 3.35 290701	567,000.00	579,289.37	
		BTPS 4.1 290201	354,000.00	372,215.10	
		BTPS 4.15 391001	1,286,000.00	1,332,883.17	
		BTPS 4.2 340301	335,000.00	356,052.07	
		BTPS 4.3 541001	392,000.00	402,585.95	
		BUND 0 520815	468,000.00	234,347.25	

	BUND 2.3 330215	1,464,000.00	1,468,182.63	
	FINNISH 2.875 290415	97,000.00	98,775.39	
	FINNISH 2.95 550415	66,000.00	65,036.40	
	FINNISH 3 340915	125,000.00	127,162.50	
	IRISH 1.5 500515	77,000.00	58,421.44	
	IRISH 2.6 341018	201,000.00	200,171.88	
	NETHER 0 380115	612,000.00	429,107.47	
	NETHER 0 520115	156,000.00	77,420.30	
	NETHER 2.5 300115	391,000.00	394,376.67	
	OAT 1.75 660525	221,000.00	139,492.76	
	OAT 2.5 270924	520,000.00	520,830.44	
	OAT 2.75 290225	1,182,000.00	1,188,308.33	
	OAT 3.0 330525	969,758.00	972,376.34	
	OAT 3.0 490625	547,000.00	508,020.78	
	OAT 3.25 550525	428,000.00	402,894.37	
	OBL 0 261009	319,000.00	306,881.82	
	OBL 2.1 290412	2,499,000.00	2,495,039.07	
	PORTUGAL 1.0 520412	56,000.00	33,338.36	
	PORTUGAL 2.875 341020	204,000.00	205,495.72	
	PORTUGAL 3.875 300215	101,000.00	108,667.71	
	REPUBLIC 1.85 490523	167,000.00	134,378.88	
	REPUBLIC 3.45 301020	96,000.00	100,682.40	
	SPA GOVT 1.9 521031	302,000.00	212,391.76	
	SPA GOVT 3.45 341031	687,000.00	710,617.68	
	SPA GOVT 3.45 430730	351,000.00	347,570.73	
	SPA GOVT 3.5 290531	1,112,000.00	1,155,470.30	
	SPA GOVT 3.9 390730	196,000.00	208,033.22	
国債証券 小計		18,503,831.00	17,896,708.36 (2,913,226,186)	
特殊債券	CADEPO 1.125 270406	890,000.00	863,250.16	
	CPPIB 0.25 270406	658,000.00	624,718.36	
	NEDER 2.5 270913	390,000.00	391,318.98	
	PSPCAP 3.25 340702	250,000.00	254,383.25	
特殊債券 小計		2,188,000.00	2,133,670.75 (347,318,924)	
社債券	CMCSA 0 260914	275,000.00	261,897.07	
	GENERAL 1.0 250224	200,000.00	198,774.00	
社債券 小計		475,000.00	460,671.07	

				(74,988,036)	
ユーロ小計			21,166,831.00	20,491,050.18 (3,335,533,146)	
英ポンド	国債証券	GILT 3.25 330131	1,324,000.00	1,218,393.10	
		GILT 4 631022	337,000.00	286,609.73	
		GILT 4.375 540731	470,800.00	430,499.52	
	国債証券 小計		2,131,800.00	1,935,502.35 (377,461,668)	
	地方債証券	ONT 0.25 261225	362,000.00	331,059.49	
	地方債証券 小計		362,000.00	331,059.49 (64,563,221)	
	特殊債券	INTL FINANC 2.875 241218	300,000.00	299,492.70	
	特殊債券 小計		300,000.00	299,492.70 (58,407,066)	
	社債券	DANSKE BANK 4.625 270413	100,000.00	99,705.00	
		MET LIFE 4.125 250902	135,000.00	134,152.33	
		NYLIFE 1.5 270715	265,000.00	243,197.92	
	社債券 小計		500,000.00	477,055.25 (93,035,314)	
	英ポンド小計			3,293,800.00	3,043,109.79 (593,467,269)
スウェーデン クローネ	国債証券	SWEDEN 1.75 331111	1,135,000.00	1,103,378.90	
スウェーデンクローネ小計			1,135,000.00	1,103,378.90 (15,535,574)	
ノルウェー クローネ	国債証券	NORWAY GOV 2.0 280426	1,009,000.00	953,093.32	
		NORWAY GOV 3 3300815	556,000.00	524,743.34	
ノルウェークローネ小計			1,565,000.00	1,477,836.66 (20,615,821)	
デンマーク クローネ	国債証券	DENMARK 4.5 391115	1,012,000.00	1,296,616.90	
デンマーククローネ小計			1,012,000.00	1,296,616.90 (28,292,180)	
ポーランド ズロチ	国債証券	POLGB 1.75 320425	407,000.00	314,049.34	
		POLGB 5 341025	600,000.00	568,291.19	
		POLGB 6.0 331025	373,000.00	381,500.67	
ポーランドズロチ小計			1,380,000.00	1,263,841.20 (47,600,935)	

オーストラリアドル	国債証券	AUD GOV 0.5 260921	376,000.00	351,793.12	
		AUD GOV 1.75 321121	1,645,000.00	1,338,075.90	
		AUD GOV 1.75 510621	1,351,000.00	702,722.65	
		AUD GOV 2.75 410521	111,000.00	84,167.97	
		AUD GOV 3.25 290421	394,000.00	378,503.98	
		AUD GOV 4.75 540621	313,000.00	299,346.94	
	国債証券 小計		4,190,000.00	3,154,610.56 (315,334,871)	
	地方債証券	QUEBEC PRO 5.25 340502	275,000.00	271,955.75	
地方債証券 小計		275,000.00	271,955.75 (27,184,696)		
オーストラリアドル小計			4,465,000.00	3,426,566.31 (342,519,567)	
ニュージーランドドル	国債証券	NZDGOV 4.25 360515	334,000.00	315,950.64	
		NZDGOV 4.5 300515	1,209,000.00	1,215,383.52	
		NZDGOV 5 540515	827,000.00	795,257.27	
ニュージーランドドル小計			2,370,000.00	2,326,591.43 (210,975,310)	
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE 1.875 511001	48,000.00	39,062.40	
		SINGAPORE 2.875 290701	179,000.00	179,073.39	
		SINGAPORE 3.375 340501	100,000.00	103,483.00	
シンガポールドル小計			327,000.00	321,618.79 (37,034,403)	
オフショア人民元	国債証券	CGB 1.85 270515	7,440,000.00	7,506,357.36	
		CGB 2.35 340225	13,130,000.00	13,383,500.91	
		CGB 2.55 281015	33,060,000.00	34,128,112.39	
		CGB 3.12 521025	4,890,000.00	5,700,439.74	
オフショア人民元小計			58,520,000.00	60,718,410.40 (1,295,451,573)	
合計				11,967,719,774 (11,967,719,774)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 外貨建有効証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 12銘柄	40.3%	41.6%
	社債券 25銘柄	4.7%	4.8%
カナダドル	国債証券 4銘柄	2.4%	2.5%
メキシコペソ	国債証券 7銘柄	1.6%	1.6%
ユーロ	国債証券 40銘柄	23.6%	24.4%
	特殊債券 4銘柄	2.8%	2.9%
	社債券 2銘柄	0.6%	0.6%
英ポンド	国債証券 3銘柄	3.1%	3.2%
	地方債証券 1銘柄	0.5%	0.5%
	特殊債券 1銘柄	0.5%	0.5%
	社債券 3銘柄	0.8%	0.8%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	0.1%	0.1%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	0.2%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券 6銘柄	2.6%	2.6%
	地方債証券 1銘柄	0.2%	0.2%
ニュージーランドドル	国債証券 3銘柄	1.7%	1.8%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	0.3%	0.3%
オフショア人民元	国債証券 4銘柄	10.5%	10.8%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

J A資産設計ファンド（安定型）

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	566,465,170円
II 負債総額	715,104円
III 純資産総額（I－II）	565,750,066円
IV 発行済口数	366,289,757口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	15,445円

J A資産設計ファンド（成長型）

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	837,180,700円
II 負債総額	1,157,611円
III 純資産総額（I－II）	836,023,089円
IV 発行済口数	401,192,004口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	20,838円

J A資産設計ファンド（積極型）

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	851,375,680円
II 負債総額	1,379,740円
III 純資産総額（I－II）	849,995,940円
IV 発行済口数	333,667,599口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	25,474円

(参考)

J A日本株式マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	26,697,566,788円
II 負債総額	187,820,687円
III 純資産総額（I－II）	26,509,746,101円
IV 発行済口数	7,252,685,344口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	36,552円

J A日本債券マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	60,290,816,529円
II 負債総額	1,163,538,970円
III 純資産総額 (I - II)	59,127,277,559円
IV 発行済口数	45,379,999,795口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	13,029円

J A海外株式マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	35,397,383,395円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	35,397,383,395円
IV 発行済口数	4,547,202,812口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	77,844円

J A海外債券マザーファンド

純資産額計算書

(2024年12月30日現在)

I 資産総額	12,657,402,987円
II 負債総額	85,799,931円
III 純資産総額 (I - II)	12,571,603,056円
IV 発行済口数	3,217,976,909口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	39,067円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年12月30日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	257本	3,693,059百万円
公社債投資信託	62本	257,834百万円
合計	319本	3,950,893百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）、並びに同規則第282条第1項及び第306条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充 洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堀 敦 哉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※ 1		18,266,544		18,932,059
分別金信託			100,000		100,000
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		—
前払費用			344,367		486,689
未収委託者報酬			1,872,978		1,872,842
未収運用受託報酬	※ 1		2,021,600		2,465,487
未収投資助言報酬	※ 1		982,868		778,017
未収収益			188		—
その他			42,838		76,272
流動資産計			24,631,387		24,711,369
固定資産					
有形固定資産			812,781		790,471
建物	※ 2	578,104		563,553	
器具備品	※ 2	234,676		226,917	
無形固定資産			5,599		4,929
商標権		3,205		2,534	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			1,663,601		1,510,178
投資有価証券		645,029		705,848	
長期差入保証金		493,713		367,019	
長期前払費用		6,563		7,346	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		511,594		423,264	
固定資産計			2,481,982		2,305,579
資産合計			27,113,369		27,016,949

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			1,060,990		954,088
未払金			1,327,197		1,425,701
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		331,839		344,712	
未払運用委託料		982,867		1,068,239	
その他未払金		9,343		9,603	
未払費用			260,450		271,162
未払法人税等			2,638,545		1,627,180
未払消費税等			572,179		152,836
賞与引当金			390,393		441,655
流動負債計			6,249,758		4,872,626
固定負債					
退職給付引当金			284,250		321,281
役員退任慰労引当金			18,800		28,500
固定負債計			303,050		349,781
負債合計			6,552,808		5,222,407
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		18,665,225		19,844,054	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		10,127,103		11,305,932	
利益剰余金計			19,031,825		20,210,654
株主資本計			20,498,225		21,677,054
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			62,336		117,488
評価・換算差額等計			62,336		117,488
純資産合計			20,560,561		21,794,542
負債純資産合計			27,113,369		27,016,949

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益	※ 1				
委託者報酬			8,014,624		7,930,871
運用受託報酬			7,559,541		8,360,110
投資助言報酬			9,671,667		8,342,763
営業収益計			25,245,832		24,633,744
営業費用					
支払手数料			1,267,282		1,347,902
広告宣伝費			32,905		86,891
調査費			1,227,550		1,394,550
調査費		1,180,041		1,340,904	
委託調査費		44,166		50,178	
図書費		3,343		3,467	
委託計算費			403,233		426,485
外部運用委託料			3,997,416		3,886,146
営業雑経費			177,368		202,297
通信費		59,900		63,931	
印刷費		65,113		73,495	
協会費		19,108		18,309	
諸会費		2,252		2,156	
その他営業雑経費		30,993		44,404	
営業費用計			7,105,757		7,344,273
一般管理費					
給料			2,680,109		2,854,618
役員報酬		104,475		104,382	
役員賞与		—		275	
給料・手当		1,803,065		1,861,664	
賞与		373,174		436,683	
賞与引当金繰入額		390,393		441,912	
役員退任慰労引当金繰入額		9,000		9,700	
福利厚生費			336,941		361,825
交際費			14,008		12,822
旅費交通費			60,965		87,097
租税公課			219,965		202,480
不動産賃借料			271,157		431,035
役員退任慰労金			700		—
退職給付費用			96,457		113,823
固定資産減価償却費			154,811		103,935
資産除去債務（履行差額）			128,053		—
業務委託費			771,484		677,733
諸経費			381,294		417,134
一般管理費計			5,115,950		5,262,506
営業利益			13,024,124		12,026,964

		前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			24,564		66,806
有価証券利息			1,358		433
受取利息			90		105
投資有価証券売却益			8,036		164
投資有価証券償還益			618		—
その他			92		1,572
営業外収益計			34,760		69,082
営業外費用					
支払利息	※ 1		373		—
投資有価証券償還損			2,105		—
その他			10,042		312
営業外費用計			12,521		312
經常利益			13,046,364		12,095,733
特別損失					
固定資産除却損	※ 2		25,679		737
有価証券評価損			—		17,814
特別損失計			25,679		18,551
税引前当期純利益			13,020,684		12,077,181
法人税、住民税及び事業税			4,114,491		3,612,954
法人税等調整額			△ 120,567		63,989
法人税等合計			3,993,923		3,676,944
当期純利益			9,026,760		8,400,237

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
			別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	1,466,400	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675	17,043,075
当期変動額						
剰余金の配当				△ 5,571,611	△ 5,571,611	△ 5,571,611
利益準備金の積立		292,560		△ 292,560	—	—
当期純利益				9,026,760	9,026,760	9,026,760
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149	3,455,149
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額			
剰余金の配当			△ 5,571,611
利益準備金の積立			—
当期純利益			9,026,760
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 9,461	△ 9,461	△ 9,461
当期変動額合計	△ 9,461	△ 9,461	3,445,687
当期末残高	62,336	62,336	20,560,561

当事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
			別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	1, 466, 400	366, 600	8, 538, 121	10, 127, 103	19, 031, 825	20, 498, 225
当期変動額						
剰余金の配当				△7, 221, 408	△7, 221, 408	△7, 221, 408
利益準備金の積立						
当期純利益				8, 400, 237	8, 400, 237	8, 400, 237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1, 178, 829	1, 178, 829	1, 178, 829
当期末残高	1, 466, 400	366, 600	8, 538, 121	11, 305, 932	20, 210, 654	21, 677, 054

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当期変動額			
剰余金の配当			△7,221,408
利益準備金の積立			
当期純利益			8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,151	55,151	55,151
当期変動額合計	55,151	55,151	1,233,980
当期末残高	117,488	117,488	21,794,542

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 6～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 18,065,313千円 未収運用受託報酬 1,548,805千円 未収投資助言報酬 894,529千円	※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 18,671,963千円 未収運用受託報酬 1,593,256千円 未収投資助言報酬 609,237千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 239,244千円 器具備品 148,081千円 合計 387,326千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 18,579千円 器具備品 204,430千円 合計 223,009千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 15,413,517千円 支払利息 186千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 12,563,442千円 支払利息 一千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 25,679千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 737千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基 準 日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	—	—	29,328
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1
合計（株）	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（千円）	基 準 日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基 準 日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	利益剰余金	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	利益剰余金	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(リース取引関係)

前事業年度 2023年3月31日	当事業年度 2024年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	643,342	643,342	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2)	1,000,000	999,925	△75
資産計	1,643,342	1,643,267	△75

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	704,161	704,161	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—
資産計	704,161	704,161	—

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	704, 161	—	704, 161
資産計	—	704, 161	—	704, 161

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18, 266, 544	—	—	—
未収委託者報酬	1, 872, 978	—	—	—
未収運用受託報酬	2, 021, 600	—	—	—
未収投資助言報酬	982, 868	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	—	—	105, 317	55, 660
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1, 000, 000	—	—	—
合計	24, 143, 992	—	105, 317	55, 660

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18, 932, 059	—	—	—
未収委託者報酬	1, 872, 842	—	—	—
未収運用受託報酬	2, 465, 487	—	—	—
未収投資助言報酬	778, 017	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	—	—	140, 214	—
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—	—
合計	24, 048, 407	—	140, 214	—

５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定
前事業年度（2023年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）
該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	△75
	小計	1,000,000	999,925	△75
合計		1,000,000	999,925	△75

当事業年度（2024年3月31日）
該当事項はありません。

２．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	△23,820
	小計	118,869	142,690	△23,820
合計		643,342	553,495	89,847

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,603	400,805	186,798
	小計	587,603	400,805	186,798
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	116,557	134,016	△17,458
	小計	116,557	134,016	△17,458
合計		704,161	534,821	169,339

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	—
合計	54,000	8,036	—

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,164	164	—
合計	10,164	164	—

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	240, 550	284, 250
退職給付費用	45, 110	50, 391
退職給付の支払額	1, 410	13, 360
退職給付引当金の期末残高	284, 250	321, 281

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	284, 250	321, 281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284, 250	321, 281
退職給付引当金	284, 250	321, 281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284, 250	321, 281

(3) 退職給付費用（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	45, 110	50, 391

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
ソフトウェア償却超過額	78,112	ソフトウェア償却超過額	129,397
敷金償却否認	30,554	敷金償却否認	1,714
本社移転費用否認	74,687	本社移転費用否認	—
会員権評価損否認	2,591	会員権評価損否認	2,591
電話加入権評価損	1,395	電話加入権評価損	1,395
繰延資産償却超過額	619	繰延資産償却超過額	5,300
賞与引当金	119,538	賞与引当金	135,235
役員退任慰労引当金	5,756	役員退任慰労引当金	8,726
退職給付引当金	87,037	退職給付引当金	98,376
投資有価証券減損	-	投資有価証券減損	5,454
その他有価証券評価差額金	7,293	その他有価証券評価差額金	5,345
未払事業税	127,691	未払事業税	83,444
その他	<u>11,122</u>	その他	<u>3,479</u>
繰延税金資産小計	546,399	繰延税金資産小計	480,462
評価性引当額	<u>—</u>	評価性引当額	<u>—</u>
繰延税金資産合計	546,399	繰延税金資産合計	480,462
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△34,805</u>	その他有価証券評価差額金	<u>△57,197</u>
繰延税金負債合計	<u>△34,805</u>	繰延税金負債合計	<u>△57,197</u>
繰延税金資産の純額	<u>511,594</u>	繰延税金資産の純額	<u>423,264</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
21,763,842	2,869,902	24,633,744

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13,144,143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,259,461	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	5,822,158	未収投資一任報酬	1,548,805
							投資助言報酬の受取(注1)	9,591,359	未収投資助言報酬	894,529

(注1) 取引条件は、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	4,374,116	未収投資一任報酬	1,593,256
							投資助言報酬の受取(注1)	8,189,326	未収投資助言報酬	609,237

(注1) 取引条件は、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり純資産額	345,775円28銭	347,655円80銭
1 株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	20,560,561	21,794,542
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	10,419,663	11,598,492
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(9,026,760)	(8,400,237)
(うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額)	(1,392,902)	(3,198,255)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10,140,897	10,196,049
1 株当たり純資産額の算定に用いられ た期末の普通株式の数 (株)	29,328	29,328

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	9,026,760	8,400,237
普通株主に帰属しない金額 (千円)	9,026,760	8,400,237
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(9,026,760)	(8,400,237)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	－	－
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328	29,328

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		11,828,323
分別金信託		100,000
前払費用		442,503
未収委託者報酬		1,892,301
未収運用受託報酬		1,759,651
未収投資助言報酬		4,202,288
未収収益		6
その他		68,253
流動資産計		20,293,327
固定資産		
有形固定資産	※1	799,111
建物		560,992
器具備品		238,119
無形固定資産		4,594
投資その他の資産		1,466,378
投資有価証券		654,425
長期差入保証金		364,462
長期前払費用		5,800
会員権		6,700
繰延税金資産		434,990
固定資産計		2,270,084
資産合計		22,563,411

		第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		209,666
未払金		351,646
未払運用委託料		994,866
未払費用		320,402
未払法人税等		1,513,231
未払消費税等		109,010
賞与引当金		432,012
流動負債計		3,930,836
固定負債		
退職給付引当金		304,564
役員退任慰労引当金		16,400
固定負債計		320,964
負債合計		4,251,800
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		366,600
その他利益剰余金		16,390,915
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		7,852,793
利益剰余金計		16,757,515
株主資本計		18,223,915
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		87,696
評価・換算差額等計		87,696
純資産合計		18,311,611
負債純資産合計		22,563,411

(2) 中間損益計算書

		第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,698,910
運用受託報酬		3,965,809
投資助言報酬		3,266,410
その他営業収益		10
営業収益計		10,931,140
営業費用		
外部運用委託料		1,687,958
支払手数料		672,080
その他		1,148,474
営業費用計		3,508,514
一般管理費	※1	2,742,643
営業利益		4,679,982
営業外収益	※2	42,923
営業外費用	※3	6,159
経常利益		4,716,745
特別損失	※4	245
税引前中間純利益		4,716,500
法人税、住民税及び事業税		1,448,026
法人税等調整額		1,422
法人税等合計		1,449,448
中間純利益		3,267,051

(3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
			別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	1, 466, 400	366, 600	8, 538, 121	11, 305, 932	20, 210, 654	21, 677, 054
当中間期変動額						
剰余金の配当				△ 6, 720, 190	△ 6, 720, 190	△ 6, 720, 190
中間純利益				3, 267, 051	3, 267, 051	3, 267, 051
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 3, 453, 139	△ 3, 453, 139	△ 3, 453, 139
当中間期末残高	1, 466, 400	366, 600	8, 538, 121	7, 852, 793	16, 757, 515	18, 223, 915

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 6,720,190
中間純利益			3,267,051
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△ 29,791	△ 29,791	△ 29,791
当中間期変動額合計	△ 29,791	△ 29,791	△ 3,482,930
当中間期末残高	87,696	87,696	18,311,611

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第32期中間会計期間 (2024年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	287,040千円

(中間損益計算書関係)

第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	66,287千円
無形固定資産	335千円
※2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	39,706千円
受取利息	1,173千円
※3 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	5,821千円
※4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	245千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第32期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式 (株)	29,328	—	—	29,328
A種優先株式 (株)	1	—	—	1
B種優先株式 (株)	1	—	—	1
合計 (株)	29,330	—	—	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2024年9月30日)

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1)	652,738	652,738	—
資産計	652,738	652,738	—

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	652,738	—	652,738
資産計	—	652,738	—	652,738

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

2. その他有価証券

当中間会計期間 (2024年9月30日)

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	587,042	449,378	137,663
	小計	587,042	449,378	137,663
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	65,696	76,960	△11,264
	小計	65,696	76,960	△11,264
合計		652,738	526,338	126,399

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第32期中間会計期間（2024年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
 2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
 3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
- 当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
9,269,528	1,661,611	10,931,140

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	5,118,800	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	1,231,779	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	929,976	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第32期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期中間会計期間 (2024年9月30日)
1 株当たり純資産額	346,639円98銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	18,311,611
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	8,145,353
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(3,267,051)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額) (千円)	(4,878,302)
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	10,166,257
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株)	29,328

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	一銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	3,267,051
普通株主に帰属しない金額 (千円)	3,267,051
(うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円)	(3,267,051)
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,328

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （1）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

- （2）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

J A 資産設計ファンド（安定型）

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 17 条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

J A 日本株式マザーファンド受益証券、J A 日本債券マザーファンド受益証券、J A 海外株式マザーファンド受益証券および J A 海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として上記の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② J A 日本株式マザーファンド受益証券 20%、J A 日本債券マザーファンド受益証券 60%、J A 海外株式マザーファンド受益証券 10%、J A 海外債券マザーファンド受益証券 5%および短期資産 5%を基本配分比率として投資を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマークとします。当社が独自に指数化した合成インデックスとは、配当込み TOPIX20%、NOMURA-BPI 総合 60%、M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）10%、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）5%および短期資産 5%を合成したものです。

- ③ 運用にあたっては、基本配分比率から原則として±5%以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- ④ 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ⑤ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 各親投資信託の受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%未満とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ④ 投資信託証券（各親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在

し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑧ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%未満とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑫ 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第 27 条の範囲で行います。
- ⑬ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑭ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年 11 月 16 日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
J A資産設計ファンド（安定型）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および信託金の限度額）

- 第2条 委託者は、金11,683,486円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第7項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

- 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については11,683,486口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 27 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理して

この信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の取得単位、価額および手数料）

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって当該取得の申込に応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって当該取得の申込に応じることができるものとします。

③ 前 2 項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 5 項に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、第 5 項に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 第 4 項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については 1 口につき 1 円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得の申し込みをする場合の受益権の価額は、原則として取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

⑦ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、第 46 条第 8 項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金の再投資をする場合の受益権の価額は、原則として第 38 条に規定する各計

算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）

第12条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第13条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第14条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として次の第 1 号から第 4 号までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、第 5 号から第 26 号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. JA 日本株式マザーファンド受益証券
2. JA 日本債券マザーファンド受益証券
3. JA 海外株式マザーファンド受益証券
4. JA 海外債券マザーファンド受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
13. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第 1 号から第 15 号の証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
21. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信

託の受益証券に限ります。)

24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

26. 外国の者に対する権利で第25号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 第4項、第5項および第6項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己との取引）

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者との間で、第35条に掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 第 1 項、第 2 項および第 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 第 1 項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第21条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 第3項において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をす

ることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸し付けの指図および範囲）

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第 1 号および第 2 号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 第 1 項第 1 号および第 2 号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第 25 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100 分の 50 以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 第 1 項において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 26 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 第 1 項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りでは

ありません。

- ③ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第29条 (削除)

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第31条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、第 33 条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 第 1 項の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。

③ 第 1 項の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年2月20日から平成13年11月16日までとします。

- ② 第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とします。

- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
- ④ 第16条に規定する「JA海外株式マザーファンド」（以下本項および次項において「親投資信託」といいます。）の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。
- ⑤ 第4項に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口

数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

- ⑥ 第 16 条に規定する「J A 海外債券マザーファンド」（以下本項および次項において「親投資信託」といいます。）の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから 2 ヶ月以内の委託者の指定する日とします。

- ⑦ 第 6 項に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（収益の分配方式）

第 42 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資等）

第 43 条 （削除）

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第 44 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 48 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第 46 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 46 条 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記

載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとしします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑥ 第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。
- ⑦ 委託者は第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑧ 委託者は第3項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとしします。当該取得申込により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

(収益分配金および償還金の時効)

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第1項に規定する支

払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 48 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 第 2 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 10,000 分の 20 の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 第 5 項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、第 7 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。
- ⑨ 第 8 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑩ 第 9 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 7 項の信託契約の解約をしません。
- ⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、

すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑫ 第 9 項から第 11 項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 9 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 48 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 第 2 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第 3 項から第 5 項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 50 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 54 条の規定に従います。

(委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第 52 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第 1 項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 第 2 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 55 条 第 48 条に規定する信託契約の解約、第 49 条に規定する信託契約の解約または第 54 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 48 条第 9 項、第 49 条第 3 項または第 54 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

② 第 1 項の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（公告）

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付

に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。

この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条まで、第 44 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 23 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第 23 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 13 年 2 月 20 日（信託契約締結日）

I 別に定める各信託

約款第 11 条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（安定型））

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（成長型））

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（積極型））

追加型証券投資信託

J A 資産設計ファンド（成長型）

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 17 条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

J A 日本株式マザーファンド受益証券、J A 日本債券マザーファンド受益証券、J A 海外株式マザーファンド受益証券および J A 海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として上記の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② J A 日本株式マザーファンド受益証券 35%、J A 日本債券マザーファンド受益証券 35%、J A 海外株式マザーファンド受益証券 15%、J A 海外債券マザーファンド受益証券 10%および短期資産 5%を基本配分比率として投資を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマークとします。当社が独自に指数化した合成インデックスとは、配当込み TOPIX35%、NOMURA-BPI 総合 35%、M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）15%、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）10%および短期資産 5%を合成したものです。

③ 運用にあたっては、基本配分比率から原則として±5%以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

⑤ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 各親投資信託の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%未満とします。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

④ 投資信託証券（各親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在

し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑧ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%未満とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑫ 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第 27 条の範囲で行います。
- ⑬ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑭ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年 11 月 16 日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
J A資産設計ファンド（成長型）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および信託金の限度額）

- 第2条 委託者は、金11,781,938円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第7項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

- 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については11,781,938口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 27 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することが出来るものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理して

この信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の取得単位、価額および手数料）

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって当該取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって当該取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 5 項に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、第 5 項に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 4 項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については 1 口につき 1 円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得の申し込みをする場合の受益権の価額は、原則として取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑦ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、第 46 条第 8 項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金の再投資をする場合の受益権の価額は、原則として第 38 条に規定する各計

算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 11 条の 2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 11 条の 3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）

第 12 条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第 13 条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第 14 条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として次の第 1 号から第 4 号までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、第 5 号から第 26 号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. JA 日本株式マザーファンド受益証券
2. JA 日本債券マザーファンド受益証券
3. JA 海外株式マザーファンド受益証券
4. JA 海外債券マザーファンド受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
13. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第 1 号から第 15 号の証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
21. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信

託の受益証券に限ります。)

24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

26. 外国の者に対する権利で第25号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 第4項、第5項および第6項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己との取引）

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者との間で、第35条に掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 第 1 項、第 2 項および第 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 第 1 項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第21条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ 第3項において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をす

ることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸し付けの指図および範囲）

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第 1 号および第 2 号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 第 1 項第 1 号および第 2 号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第 25 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100 分の 50 以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 第 1 項において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 26 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 第 1 項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りでは

ありません。

- ③ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第29条 (削除)

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第31条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、第 33 条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 第 1 項の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。

③ 第 1 項の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年2月20日から平成13年11月16日までとします。

- ② 第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。

- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
- ④ 第16条に規定する「JA海外株式マザーファンド」（以下本項および次項において「親投資信託」といいます。）の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。
- ⑤ 第4項に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口

数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

- ⑥ 第 16 条に規定する「J A 海外債券マザーファンド」（以下本項および次項において「親投資信託」といいます。）の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから 2 ヶ月以内の委託者の指定する日とします。

- ⑦ 第 6 項に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（収益の分配方式）

第 42 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資等）

第 43 条 （削除）

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第 44 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 48 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第 46 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 46 条 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記

載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- ⑦ 委託者は第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑧ 委託者は第3項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

（収益分配金および償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第1項に規定する支

払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 48 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 第 2 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 10,000 分の 20 の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 第 5 項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、第 7 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。
- ⑨ 第 8 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑩ 第 9 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 7 項の信託契約の解約をしません。
- ⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、

すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑫ 第 9 項から第 11 項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 9 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 48 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 第 2 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第 3 項から第 5 項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 50 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 54 条の規定に従います。

(委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第 52 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第 1 項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 第 2 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 55 条 第 48 条に規定する信託契約の解約、第 49 条に規定する信託契約の解約または第 54 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 48 条第 9 項、第 49 条第 3 項または第 54 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

② 第 1 項の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付

に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。

この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条まで、第 44 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 23 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第 23 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 13 年 2 月 20 日（信託契約締結日）

I 別に定める各信託

約款第 11 条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（安定型））

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（成長型））

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（積極型））

追加型証券投資信託

J A 資産設計ファンド（積極型）

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 17 条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

J A 日本株式マザーファンド受益証券、J A 日本債券マザーファンド受益証券、J A 海外株式マザーファンド受益証券および J A 海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として上記の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② J A 日本株式マザーファンド受益証券 45%、J A 日本債券マザーファンド受益証券 15%、J A 海外株式マザーファンド受益証券 25%、J A 海外債券マザーファンド受益証券 10%および短期資産 5%を基本配分比率として投資を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマークとします。当社が独自に指数化した合成インデックスとは、配当込み TOPIX45%、NOMURA-BPI 総合 15%、M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）25%、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）10%および短期資産 5%を合成したものです。

③ 運用にあたっては、基本配分比率から原則として±5%以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

⑤ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 各親投資信託の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

④ 投資信託証券（各親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在

し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑧ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%未満とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑫ 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第 27 条の範囲で行います。
- ⑬ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑭ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年 11 月 16 日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
J A資産設計ファンド（積極型）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および信託金の限度額）

- 第2条 委託者は、金11,289,689円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第7項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

- 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については11,289,689口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 27 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することが出来るものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理して

この信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の取得単位、価額および手数料）

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって当該取得の申込に応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって当該取得の申込に応じることができるものとします。

③ 前 2 項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 5 項に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、第 5 項に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 第 4 項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については 1 口につき 1 円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得の申し込みをする場合の受益権の価額は、原則として取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

⑦ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、第 46 条第 8 項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金の再投資をする場合の受益権の価額は、原則として第 38 条に規定する各計

算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）

第12条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第13条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第14条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として次の第 1 号から第 4 号までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、第 5 号から第 26 号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. JA 日本株式マザーファンド受益証券
2. JA 日本債券マザーファンド受益証券
3. JA 海外株式マザーファンド受益証券
4. JA 海外債券マザーファンド受益証券
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
13. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第 1 号から第 15 号の証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
21. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信

託の受益証券に限ります。)

24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

26. 外国の者に対する権利で第25号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 第4項および第5項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己との取引）

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者との間で、第35条に掲げる取引を行うことができます。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 第 1 項、第 2 項および第 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 第 1 項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 第3項において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解

約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸し付けの指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第1号および第2号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 第1項第1号および第2号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の50以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 第1項において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 第1項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとし

ます。

(信託業務の委託等)

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第 29 条 (削除)

(混蔵寄託)

第 30 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 31 条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めると

きは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 33 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条 委託者は、第 33 条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 第 1 項の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。

③ 第 1 項の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年2月20日から平成13年11月16日までとします。

- ② 第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

- ④ 第16条に規定する「J A海外株式マザーファンド」（以下本項および次項において「親投資信託」といいます。）の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

- ⑤ 第4項に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

- ⑥ 第16条に規定する「J A海外債券マザーファンド」（以下本項および次項において「親投資信託」といいます。）の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、第1項

に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

- ⑦ 第6項に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資等)

第43条 (削除)

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第44条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第46条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、第1項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第46条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、

社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第 48 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 第 5 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑦ 委託者は第 3 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑧ 委託者は第 3 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

（収益分配金および償還金の時効）

第 47 条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 第2項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に10,000分の20の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 第5項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、第7項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。
- ⑨ 第8項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑩ 第9項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第7項の信託契約の解約をしません。
- ⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。
- ⑫ 第9項から第11項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第9項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行う

ことが困難な場合には適用しません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 48 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第 1 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 第 2 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第 3 項から第 5 項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 50 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 54 条の規定に従います。

(委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第 52 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第 1 項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ③ 第 2 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 55 条 第 48 条に規定する信託契約の解約、第 49 条に規定する信託契約の解約または第 54 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 48 条第 9 項、第 49 条第 3 項または第 54 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ② 第 1 項の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（公告）

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定め
ます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条まで、第 44 条の
規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等によ
り受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 23 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下
「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいま
す。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金
銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り
決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定
めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指
標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をい
います。

② 第 23 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日まで
の期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為
替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条に
おいて同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取
引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その
取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差
し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で
決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済
日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として
定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行
った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決
済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における
現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 13 年 2 月 20 日（信託契約締結日）

I 別に定める各信託

約款第 11 条の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（安定型））

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（成長型））

追加型証券投資信託（J A資産設計ファンド（積極型））

